

資料編

1. 有識者意見交換会の記録

(1) 第1回有識者意見交換会議事要録

地方公共団体における災害復興事前対策の推進に関する有識者意見交換会（第1回）

議 事 要 録（案）

1. 打合せの概要

【日 時】 平成22年8月3日（火）14:00～16:30

【場 所】 東京国際フォーラム G603 会議室

【出席者】

有識者	大矢根 淳（座長） 専修大学 人間科学部教授
	池田 浩敬 富士常葉大学院 環境防災研究科教授
	越山 健治 関西大学 社会安全学部准教授
内閣府	酒井 昌久 政策統括官(防災担当)付参事官(災害復旧・復興担当)付参事官補佐
事務局	吉川 忠寛 株式会社防災都市計画研究所 所長
	井上 浩一 株式会社防災都市計画研究所 主任研究員
	竹内美弥子 株式会社防災都市計画研究所 研究員

【配布資料】

- ・資料1 : 「本調査の企画概要とスケジュール（案）」
- ・資料2 - 1 : 「基礎レベル・セミナー開催の考え方」
- ・資料2 - 2 : 「岩手・宮城内陸地震の概要」
- ・資料2 - 3 : 「宮城県調査記録（メモ）」
- ・資料2 - 4 : 「復興事前対策状況（宮城県）」
- ・資料2 - 5 : 「宮城県調査のまとめとプログラム案」
- ・資料2 - 6 : 「栗原市での視察候補（地図）」
- ・資料2 - 7 : 「芸予地震の概要」
- ・資料2 - 8 : 「広島県調査記録（メモ）」
- ・資料2 - 9 : 「復興事前対策状況（広島県）」
- ・資料2 - 10 : 「広島県調査のまとめとプログラム案」
- ・資料2 - 11 : 「呉市での視察候補（地図）」
- ・資料2 - 12 : 「東京都打合せ記録（メモ）」
- ・資料2 - 13 : 「復興事前対策状況（東京都）」
- ・資料2 - 14 : 「東京都調査のまとめとプログラム案」
- ・資料2 - 15 : 「東京都での視察候補（地図）」
- ・資料3 - 1 : 「復興対策マニュアルの編集方針」
- ・資料3 - 2 : 「復興対策マニュアル改訂のための調査状況」
- ・資料3 - 3 : 「災害対策関係法制度の抽出」
- ・資料3 - 4 : 「災害復興対策事例集の編集方針」
- ・資料3 - 5 : 「災害復興対策事例集改訂のための調査状況」

2. 議事要録

(1) セミナーのプログラムについて

事務局より「資料1」～「資料2-1」について説明

- 【大矢根】ワークショップに我々有識者が参加するのか？
- 【吉川】本提案では、有識者の方にファシリテーターの全体統括や講評をお願いしたいと考えている。
- 【越山】全体統括として、どんな役割があるのか？
- 【吉川】参加者が、所属自治体の将来展望や長期計画と整合させながら、自分の地域の復興課題を考えてもらえるよう導いて欲しい。
- 【池田】「地域課題の抽出」というワークショップの狙いは分かるが、それと「地域防災計画への記載を考える」こととは内容がうまく一致するか。また、時間も短すぎる。
- 【吉川】自らの復興課題に基づいて、必要な地域防災計画の項目を考えてもらう。時間の制約があるので、推奨する10項目全てを記載してもらうのではなく、優先順位の高いものに絞って記載してもらってはどうか。一つでも実際に作業することで、課題から計画への過程を体験してもらうことができる。
- 【越山】記載すべき10項目は全て大事であり、全てを記載することに意味がある。ただ、全ての記載をワークショップで行うのは発展レベルの内容である。今回は基礎レベルなので、事前準備をしていないと復興がいかにか大変か、ということ認識してもらうことが重要ではないか。
- 【吉川】実際に手を動かしてみることで、記載を具体的にイメージできるようにしたい。
- 【越山】県の職員にファシリテーターを頼むことも難しいと思う。相当期間の事前研修をしないとワークショップの成果は出ない。
- 【吉川】事前研修を行う予定である。その状況も踏まえて役割を考えることもできる。場合によっては県の職員に補佐役（地域情報の提供者）に回ってもらうこともありうる。
- 【越山】ワークショップの成果を出すには相当の準備が必要である。参加者の取組レベルが様々なので、ワークショップ形式は難しい。
- 【吉川】ワークショップの進め方として、「参加者個々の地域特性に基づいて記載を試みるタイプ」と「特定のモデル地域を共通テーマとして記載を試みるタイプ」がある。後者の場合、例えば、栗原市の復興計画を取り上げ、全員で様々な視点から提案を出し合うこともできる。
- 【越山】栗駒のデータを読み取るだけで時間がかかる。ワークショップという形式にこだわらなくてもよいのではないか？
- 【吉川】復興とは意見をすり合わせて目標を具体化していく過程ととらえると、県や市町村、様々な部署の人が同じテーブルで意見交換すること自体に意味がある。ワークショップという名前でなくても良いが、座学から一歩進めて、参加者に臨場感と主体性をもってもらい、彼らの知見を交換できるような企画を考えたい。
- 【池田】ワークショップではなく、参加職員に記載内容や理由を話してもらってはどうか？
- 【越山】地域防災計画に記載するために、何がどう大変なのかを話し合ってもらってはどうか？
- 【越山】このワークショップは、ある県・市町の首長や幹部を対象とする訓練であれば、ふさわしい内容かもしれない。しかし、今回は、全国から様々な自治体職員が参加するセミナーである。
- 【越山】平成19年度、20年度のプログラムで良かったのではないかと。その頃から事前復興の状況が進んでいないのに、なぜ変える必要があるのか？
- 【吉川】以前より、基礎セミナーの目的が明確になった。とくに、「地域防への記載」については、参加者が実際に考え、行動して、「自分でもできる」という意識を持ってもらえるような体験型を考えたい。
- 【池田】ワークショップの目的は共通認識を持つことであり、一人ひとりが意識を持つこと

ではない。きちんと成果をまとめないと、失敗感が漂ってしまう。

【吉川】個々にワークシートに書き込んでもらうような実習型も考えられる。

【大矢根】セミナーは、臨場感と主体性を持ってもらうことを狙いとし、地域防に記事するためのプロセス（方法）を実体験して学ぶこと、その中で参加者が事前復興の重要性についての気づきを持ってもらうことが大事である。

【吉川】ワークショップという形式にこだわらずに、セミナーの趣旨を踏まえた方向での内容の再検討を行う。

【酒井】講義のなかに実践形式を盛り込むのは良いのではないか。

【越山】セミナーでは、記事したら何か良いことがあるのか、財源は内閣府にあるのか、といった質問が多い。そもそも地域防に記事することで事前復興の事務作業を整理せざるを得なくなる。その重要性を強調することがセミナーの目的ではないか？

【吉川】記事を促すためには、テクニックの面とモチベーションの面がある。テクニックの習得には相当の時間が必要なので、本セミナーでは、視察や計画策定シナリオなどの内容を踏まえて、記事を促すようなモチベーションに重点を置きたい。

【越山】そもそも視察は必要なのか？ 毎年セミナー参加者の満足度は高いが、実際の効果との関係は疑問である。様々な参加者がいる中で、現地視察を組み込む必要はあるのか？

【吉川】復興をイメージする上で、実際に復興現場を「見て、聞く」ことはリアリティが増して良いことだと考える。

【池田】東京都の視察先候補（有明の丘基幹的広域防災拠点）は復興現場ではなく、少し意味合いが違う。

【越山】参加者の息抜き、人を集める手段、といった位置付けでも良いのではないか？

（２）宮城県での開催企画について

事務局より「資料２ - ２」～「資料２ - ６」について説明

【越山】栗駒は、復興の制度設計で県と市がぶつかり合ったと聞いている。だから事前復興対策の取り組みが必要だ、ということセミナーで伝えるべき。

【越山】栗駒は、開拓２世がかなり頑張っって生業を継続し、人口流出を食い止めている。生業の支援が低く、花山は分裂しかかった。行政が被災者支援をできるのかどうか、行政にとって解決できない復興課題を、セミナーでも議論してもらおうと良い。

（３）広島県での開催企画について

事務局より「資料２ - ７」～「資料２ - １１」について説明

【越山】急傾斜地崩壊対策事業の特例措置を実現するために、どこと折衝しどれだけ大変だったかをセミナーで話してもらおうと良い。

【吉川】国への働きかけを行った県担当者の話を聞けるようにする。

（４）東京都での開催企画について

事務局より「資料２ - １２」～「資料２ - １５」について説明。内閣府より、別紙「東京都臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区）」について説明。

【越山】全国で最も事前復興対策が進んでいる東京で開催する意味はあるのか？ 宮城県や広島県とはレベルが全然違う。

【吉川】進んでいる自治体は来ないのではないか？ 首都圏には自治体数が多く、また、地方との交通の便が良いので、多くの参加が見込めると考えた。

【越山】セミナーの対象者は、市町村なのか、都道府県なのか？

【吉川】テキストは、市町村を啓発すべき都道府県を対象に作成された。今回、都や県も参加してもらえば、都・県から市町村への啓発の契機になる。

【越山】東京は、情報は多いが実行面での課題があり、地方は情報が少ないという違いがあるので、セミナーの内容も変えないとうまくいかない。23区の防災担当はレベルが高いので、目的をどこに置くのかが大事。

【吉川】都も現在、市町村への復興マニュアルの普及を進めているところであり、本セミナーの趣旨と一致する。都による講師の推薦は、首都直下地震の復興対策や復興まちづくり訓練に詳しい中林先生であった。

【越山】基礎レベルを、東京都で実施する意味があるのか？

【吉川】東京都には、先進的な取り組み内容と、それゆえの悩み（被害調査の実現性など）を話してもらうことで、意義のあるものになる。全国から大勢来てもらえるよう工夫する。

（５）復興対策マニュアルについて

事務局より「資料3 - 1」～「資料3 - 5」について説明

【越山】研究者が欲するデータと行政が必要なものは違うので、ニーズをよく把握しておく必要がある。掲載する情報に数も正確さもいらない。自治体職員にとって知恵になるような、分かりやすいものにするべき。

(2) 第2回有識者意見交換会議事要録

地方公共団体における災害復興事前対策の推進に関する有識者意見交換会(第2回) 議事要録(案)

1. 打合せの概要

【日時】 平成22年12月10日(火) 13:00 ~ 15:10

【場所】 内閣府政策統括官(防災担当)内 特別会議室

【出席者】

有識者	大矢根 淳 (座長) 専修大学 人間科学部教授
	池田 浩敬 富士常葉大学院 環境防災研究科教授
	越山 健治 関西大学 社会安全学部准教授
内閣府	小森 雅一 政策統括官(防災担当)付参事官(災害復旧・復興担当)
	後藤 隆昭 政策統括官(防災担当)付参事官(災害復旧・復興担当)付参事官補佐
	酒井 昌久 政策統括官(防災担当)付参事官(災害復旧・復興担当)付参事官補佐
	平本 佳恵 政策統括官(防災担当)付参事官(災害復旧・復興担当)付主査
事務局	吉川 忠寛 株式会社防災都市計画研究所 所長
	井上 浩一 株式会社防災都市計画研究所 主任研究員
	竹内美弥子 株式会社防災都市計画研究所 研究員

【配布資料】

「地方公共団体における災害復興事前対策の推進に関する調査」報告書(案)

- ・[本文]
- ・[資料編]

【回覧資料】

- ・[復興対策マニュアル]
- ・[災害復興対策事例集]

2. 議事要録

(1) 参加者アンケート調査結果について

事務局より前回会議の議論について[資料編]の議事録をもとに振り返った。続いて、報告書(案)の構成、及び、アンケート調査結果について、配付資料の目次、第2章(3)をもとに説明。

【池田】東京会場では参加者のレベル差が大きく、誰を対象に講義をすれば良いか難しいと感じた。東京都内の区市町村の職員は、国、都の講義を聞くことができ良かったのではないかと。「実習の時間が少ない」というアンケート評価については、前半の時間が押して時間が少ない印象を与えたという運営上の問題であり、より長くすれば良いということではないと思われる。

【越山】広島会場は、広島県職員が多かったため、セミナーの効果に配慮が必要だが、無難に終えたという感じ。アンケート「質問1」は、一つの自治体から複数人参加の場合は、1として集計し直して欲しい。また、この3年間でそれがどのように変わってきているのかを確認したい。

【大矢根】宮城会場は、視察時に雪が降り足下がぬかるんでいたため視察移動が大変だった

ことが、アンケート結果に反映している。天候の悪い日の準備も必要だったかどうか。前2会場の経験により、運営、時間の配分は良かったが、実習の時間は足りなかったように感じる。『復興対策マニュアル』を2人1冊使用することで、参加者同士のコミュニケーションを促す目的があったが、結果的には、1人1冊手にとって、じっくり見たかったことがアンケート調査結果から伺われる。会場でも参加者から『復興対策マニュアル』を欲しいという声があり、ニーズがあることも分かった。講演では、栗駒市伊藤氏の「復興は、復旧の延長ではない」という説明が良かった。また、行政職員だけでなく、「くりこま耕英震災復興の会」の代表大場氏から話を聞いたのも、視野が広がり良かったと思う。

- 【吉川】アンケート調査結果の「時間が短い」という回答について、時間と内容のバランスをどのように取るか、今後検討する必要がある。「質問4」の「具体的な制度・対策の説明が少ない」という回答については、実習に対して具体的な説明を期待されていたことが伺える。今回は、個々の施策内容まで説明していないが、セミナーでそれらをどう実施すべきかが、今後の課題といえる。
- 【酒井】セミナーは、盛り沢山の内容で有意義だったと思う。内閣府は他にも調査を行っているが、多くの地方の職員に実際に顔を合わせて啓発することに意義があったと思う。今回は、開催先に被災体験のあるところ等を選んだが、今後の基礎レベルのセミナーでは、被災経験が無く、しかも災害の切迫性があるところで行った方が良いと感じた。例えば、宮城会場では、被災の中心地である栗原市より松島町など周辺地域の市町村職員から熱心な質問があった。
- 【大矢根】「質問4」の選択肢「災害復旧・復興に関わる制度、事業手法に関する説明が少なかったこと」と、「災害復興事前対策を進める具体的手法などの説明が少なかったこと」の違いを、具体的に明記した方が良いのではないか。
- 【小森】「質問4」の回答は、参加した若い職員にとって、復興に関わる地域防災計画の記載、条例化などは権限として難しいので、そのための方策が知りたいということだろう。それを考慮すると、セミナー対象者のレベルを上げる、ということも考えられる。
- 【大矢根】「質問4」と「質問5」のクロス集計をして、自治体の取り組み状況による課題を抽出する必要がある。今後の普及・啓発を検討する根拠となる。
- 【越山】会場別の評価の差はほぼ無いので、会場毎に都道府県と市町村で分けて集計することで、課題を抽出できるかも知れない。今回セミナーは、内容的に見て、広島会場は県職員対象、宮城会場は市町村対象だったように思う。例えば、どの会場も同じ内容である内閣府の講義は、都道府県と、市町村で評価に差が出るかどうか。差がないのであれば、今回のように一堂に集める方法でも良いのだろう。
- 【吉川】アンケートを集計し直して、検討する。

(2) セミナーの効果について

- 【吉川】セミナーの効果について、参加者への啓発とは別に、実際に地域防災計画に記載したかどうか、をどのように検証すれば良いか。
- 【越山】フォローアップ調査が必要だろう。時期としては約3年後が妥当ではないか。記載していない場合も、個人の能力なのか、組織の能力なのか、など課題の抽出ができる。
- 【池田】東京都下のように、都のマニュアルと指導があれば区の記載は進む。そこで、市町村の取り組み状況を、県の動きと照らして考えておく必要がある。
- 【越山】復旧・復興の場合は、個人の能力を高めるだけでは意味がない。セミナー受講者の知見を組織に落とせたか、それにより組織が動けたか、の2段階に分けて受講者と課長あたり、両方にヒアリングする必要がある。
- 【吉川】人と防災未来センターで実施している、トップセミナーのフォローアップ調査による効果はどうか。
- 【越山】人と防災未来センターのトップセミナーは、市町村対象であり、トップに何をさせるか、というセミナー。職員はセンターで一定期間研修を受けるので、フォローアップ調査による効果は相当高い。ただし、それを組織に還元できているかという点難しい。

- タイミングと財源の問題がある。本セミナーは、復旧・復興担当者のレベル向上や、地域防災計画の記載という目標を明確に掲げており、フォローアップしやすいはずである。
- 【小森】このセミナーだけでは目標達成は難しいかも知れないが、これから事前復興を進めようとしている自治体にセミナーを実施すれば効果が上がるかも知れない。
- 【大矢根】記載した自治体のモデルケースを丁寧にヒアリングしたらどうか。そこでセミナーの効果を計る方法もある。
- 【越山】都道府県がまずきちんと地域防災計画を記載する必要がある。記載時の課題抽出と方策についての検討を目的としたセミナーも考えられる。
- 【池田】東京都の復興マニュアルを作成後、区のマニュアルの作成時期にはばらつきがある。その理由は何か。担当課長の意志決定に依存する部分は大きいと思うが検証が必要。

(3) 今後の普及・啓発方策のあり方

- 【池田】発展レベルになるにつれ、もし、今回のセミナー参加者から出ている「もっと具体的な事業や手法について聞きたい」というニーズに応えるのであれば、対象者を絞った個別テーマのセミナーになるだろう。
- 【大矢根】対象者は、基礎レベル編の内容はクリアしている、という選別ができるのかどうか。個別テーマであれば問題ないか。
- 【吉川】所属自治体の実施のタイミングにもよるので、必ずしも基礎レベル編をクリアしていなくても良いと思う。
- 【越山】個別的、専門的なセミナーは、個人のレベルではなく、所属自治体がどのレベルに達しているかで、選別が必要だろう。しかし、内閣府防災がそのようなセミナーを一律に実施するのは困難と思われる。そこで、準備計画をどのようにしたら良いか、都道府県対象に、課題の克服方法を具体的に示すセミナーが良いのではないか。
- 【池田】確かに個別だと、所管官庁が別途有り内閣府が行うべきものではなくなくなってしまし、役所の安易な縦の輪切りのものとなってしまうが、横断的な内容で行う方が望ましい。しかし、このようなセミナーに、企画担当が参加するかどうか。
- 【吉川】準備計画の作成は都市計画課で進む傾向があり、企画課が動くことは少ない。現実的には、防災部局を対象にするしかないと思う。
- 【小森】防災部局の個人を対象にして、知見が横断的に組織に落ちるかどうか、検証が必要ではあるが、経験上難しいと思われる。
- 【越山】1000人に1人は出世するだろうから、その時のために知識をつけておく、という考え方もある。または、課長クラスであればこういうことをやる、など職能別にターゲットを狙って行う方法もある。
- 【吉川】その場合の講義内容としては、細かい施策の内容ではなくて、大きな体制や計画作りの流れということか。
- 【越山】具体例をオーソライズしても良い。そもそも、普及・啓発を全国的にどのように進めていくのか、という大きな位置づけが必要である。
- 【吉川】目的が明確な方が、効果を出しやすく、教えやすい。内閣府として、「準備計画はこれだ」、というものが出せるかどうかが大変。
- 【池田】都道府県対象に、戦略的につくる必要がある。市町村は寄って立つものが欲しいだろう。
- 【越山】都道府県も寄って立つものがない。応急対策は国、都道府県、市町村と縦ラインの枠組みがあるが、復旧・復興対策にはそれが無いのが根本的な問題である。国がきちんと支援計画をつくるのが一番良く、セミナーもその講義をすれば良い。国の作成が難しいのであれば、次善の策として、推進している都道府県を国は援助したらどうか。
- 【吉川】東京都の復興マニュアルも各部局が全庁で集まって決めた。国が準備計画を作る場合、関係省庁を集めるとなると、かなりハードルが高くなる。

(4) 「復興対策マニュアル」等について

事務局より、「復興マニュアル」「災害復興対策事例集」の改訂状況について、第3章をもとに説明。

【大矢根】アンケートでは電子化の希望があるが、今年度の予定はどうか。

【井上】今年度はPDF化して内閣府のホームページに掲載するまでであり、データベース化の予定はない。

【大矢根】現場の職員は、情報収集できるようなものを求めているだろう。

【小森】電子化、データベース化が望まれることを、報告書に記載して欲しい。

【越山】災害時に本当に役立つようなプログラムとすべきであり、抜本的な取組みが必要である。また、ノウハウは上位に溜まるので、施策毎に国の問い合わせ先が記載してあると良い。

【大矢根】メンテナンス費用の確保も必要である。

2. 地方公共団体の「復興事前対策状況把握調査」

地方公共団体の復興事前対策の着手状況を把握するため、内閣府「平成20年度地方公共団体における災害復旧・復興対策に関する実態調査報告書」（以下、「平成20年度実態調査」と略称する。）をもとに、「復興事前対策状況把握調査」（以下、「復興状況調査」と略称する。）を実施した。

(1) 「復興状況調査」(全国：都道府県別)

「復興状況調査」(全国：都道府県別)の結果は、「表2-1」のとおりである。

表2-1 都道府県別・復興事前対策状況把握調査

	都道府県名	1)[問7-(1)]	2)[問7-(2)]	3)[問4]	4)[問8]	5)[問11-(1)]	6)[問11-(3)]
		計画化の必要性	地域防への記載	地域防の修正回数	事前の取組状況	復興準備計画の策定状況	条例等の策定状況
1	北海道	2	1	3	-0.80	3	4
2	青森県	15	15	3	0.00	3	3
3	岩手県	8	7	5	0.33	4	4
4	宮城県	12	11	2	0.71	3	3
5	秋田県	15	15	1	0.06	3	3
6	山形県	15	13	3	0.24	3	3
7	福島県	0	15	0	0.08	4	4
8	茨城県	8	8	7	-0.32	4	4
9	栃木県	14	13	2	-0.19	3	3
10	群馬県	13	11	3	0.31	3	3
11	埼玉県	4	7	7	0.14	2	3
12	千葉県	15	8	6	-0.73	2	4
13	東京都	-	-	-	-	-	-
14	神奈川県	15	14	3	0.18	1	4
15	新潟県	14	12	4	-0.23	-	-
16	富山県	10	10	7	0.35	4	4
17	石川県	13	12	1	-0.21	3	4
18	福井県	1	13	6	0.27	4	4
19	山梨県	-	-	-	-	-	-
20	長野県	14	13	1	-0.79	3	3
21	岐阜県	12	12	0	-0.28	4	4
22	静岡県	14	13	9	0.52	3	3
23	愛知県	11	6	7	0.24	3	3
24	三重県	15	0	0	-	3	2

	都道府県名	1)【問7-(1)】	2)【問7-(2)】	3)【問4】	4)【問8】	5)【問11-(1)】	6)【問11-(3)】
		計画化の必要性	地域防への記載	地域防の修正回数	事前の取組状況	復興準備計画の策定状況	条例等の策定状況
25	滋賀県	0	7	1	0.00	1	4
26	京都府	-	-	-	-	-	-
27	大阪府	-	-	-	-	-	-
28	兵庫県	13	12	4	0.43	4	4
29	奈良県	15	13	3	-0.53	3	3
30	和歌山県	15	0	2	-0.35	2	3
31	鳥取県	11	10	5	0.45	3	2
32	島根県	0	4	2	-0.90	4	4
33	岡山県	-	-	-	-	-	-
34	広島県	-	-	-	-	-	-
35	山口県	12	11	7	-0.16	4	4
36	徳島県	-	-	-	-	-	-
37	香川県	0	13	7	-0.31	4	4
38	愛媛県	-	-	-	-	-	-
39	高知県	14	8	0	-1.08	3	3
40	福岡県	10	9	4	0.20	4	4
41	佐賀県	-	-	-	-	-	-
42	長崎県	14	9	4	-0.82	4	4
43	熊本県	-	-	-	-	-	-
44	大分県	-	-	-	-	-	-
45	宮崎県	15	8	1	-1.00	3	3
46	鹿児島県	-	-	-	-	-	-
47	沖縄県	-	-	-	-	-	-

(2) 東京都

「復興状況調査」(セミナー開催地：東京都)の結果は、「表2-2」のとおりである。

表2-2 東京都「地域防災計画に記載すべき復興関連項目(案)」への記載状況

区市町村名	1)[問7-(1)]	2)[問7-(2)]	3)[問4]	4)[問8]	5)[問11-(1)]	6)[問11-(3)]
	計画化の必要性	地域防への記載	地域防の修正回数	事前の取組状況	復興準備計画の策定状況	条例等の策定状況
東京都	-	-	-	-	-	-
千代田区	15	6	5	-1.25	2	4
中央区	15	14	4	0.74	3	3
新宿区	15	11	3	0.52	1	1
文京区	0	15	5	0.20	1	1
台東区	13	5	3	-0.05	1	1
墨田区	15	10	1	0.02	1	1
江東区	15	10	3	-0.79	3	3
品川区	0	0	-	-	-	-
目黒区	15	11	3	0.91	1	1
大田区	15	6	3	-0.20	3	3
世田谷区	15	12	4	0.02	1	3
中野区	15	6	3	-0.20	1	3
杉並区	15	0	-	-0.24	1	3
豊島区	14	13	8	0.11	2	3
北区	3	14	6	-0.02	1	3
荒川区	15	14	1	-0.02	1	1
板橋区	15	7	1	0.02	3	3
練馬区	15	3	3	0.04	1	1
足立区	11	8	3	-0.30	1	1
江戸川区	15	9	1	-0.04	1	1
八王子市	15	15	3	-0.11	3	3
三鷹市	8	7	1	-0.21	3	3
青梅市	14	13	3	1.00	3	3
府中市	15	14	3	0.30	3	3
調布市	7	4	4	-0.83	3	3
小金井市	15	11	1	-1.35	3	3

区市町村名	1) [問 7-(1)]	2) [問 7-(2)]	3) [問 4]	4) [問 8]	5) [問 11-(1)]	6) [問 11-(3)]
	計画化の必要性	地域防への記載	地域防の修正回数	事前の取組状況	復興準備計画の策定状況	条例等の策定状況
日野市	15	12	2	-0.63	3	3
国分寺市	14	13	1	-0.73	4	4
国立市	14	11	1	-0.56	4	3
福生市	0	14	3	0.05	1	3
狛江市	14	10	2	-0.95	3	3
東大和市	15	14	1	-0.24	3	4
東久留米市	0	7	-	-2.00	3	3
稲城市	9	15	3	0.51	4	4
西東京市	15	4	-	-0.67	3	4
大島町	12	0	-	-0.81	-	-
新島村	13	10	2	-0.58	3	-
神津島村	15	5	-	-0.73	3	3
三宅村	0	9	-	-0.30	4	4
青ヶ島村	0	0	-	-	4	4
小笠原村	15	1	-	-1.00	4	4

(3) 広島県

「復興状況調査」(セミナー開催地：広島県)の結果は、「表2-3」のとおりである。

表2-3 広島県「地域防災計画に記載すべき復興関連項目(案)」への記載状況

市町村名	1)[問7-(1)]	2)[問7-(2)]	3)[問4]	4)[問8]	5)[問11-(1)]	6)[問11-(3)]
	計画化の必要性	地域防への記載	地域防の修正回数	事前の取組状況	復興準備計画の策定状況	条例等の策定状況
広島県	-	-	-	-	-	-
広島市	16	14	6	-0.03	4	4
竹原市	15	14	2	0.11	3	3
三次市	0	1	1	-0.28	3	3
大竹市	16	16	0	0.10	3	3
東広島市	8	6	2	-0.06	3	4
廿日市市	15	13	5	-0.84	3	4
安芸高田市	11	7	2	-1.60	3	4
江田島市	12	11	0	-0.88	4	4
府中町	0	8	1	-0.47	3	3
熊野町	4	2	0	-0.46	4	4
坂町	14	14	2	-0.81	3	3
大崎上島町	11	4	2	-0.40	-	-
世羅町	15	3	0	-2.00	-	-
神石高原町	16	10	3	-0.84	4	4

(4) 宮城県

「復興状況調査」(セミナー開催地：宮城県)の結果は、「表2-4」のとおりである。

表2-4 宮城県「地域防災計画に記載すべき復興関連項目(案)」への記載状況

市町村名	1)[問7-(1)]	2)[問7-(2)]	3)[問4]	4)[問8]	5)[問11-(1)]	6)[問11-(3)]
	計画化の必要性	地域防への記載	地域防の修正回数	事前の取組状況	復興準備計画の策定状況	条例等の策定状況
宮城県	12	11	2	0.71	3	3
仙台市	15	8	4	0.06	3	4
石巻市	15	15	2	-1.00	3	3
塩竈市	14	11	2	-0.72	3	3
気仙沼市	0	7	-	-1.08	4	4
白石市	9	7	1	-0.39	3	4
名取市	12	11	1	-0.66	3	4
多賀城市	13	12	3	-0.59	4	4
大崎市	0	9	-	0.26	4	4
七ヶ宿町	15	14	1	-0.93	4	4
大河原町	15	6	4	-1.00	3	3
柴田町	0	15	0	-0.05	3	3
亘理町	15	14	2	1.40	3	4
松島町	15	4	2	-0.19	3	4
大郷町	15	13	1	0.28	1	4
加美町	11	8	-	-0.09	3	3
涌谷町	15	11	-	0.20	3	3
美里町	0	14	1	0.14	1	4
本吉町	14	14	1	0.30	4	4
南三陸町	13	8	1	-0.33	3	3

3. 各セミナーの配付資料

(1) 東京会場

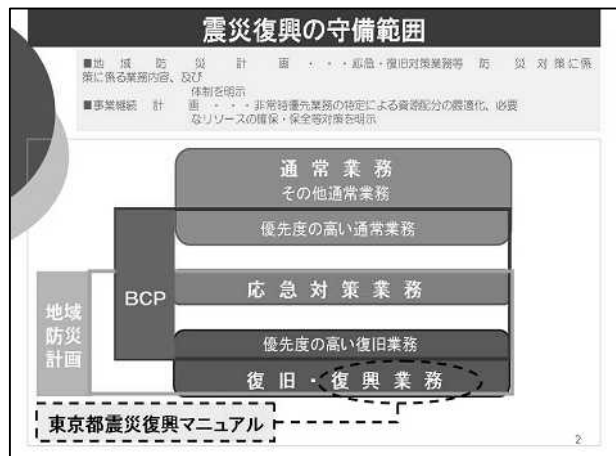
【掲載資料】

- ・ 講義 (パワーポイント資料)
- ・ 講義 (パワーポイント資料)
- ・ 実習前の講義 (パワーポイント資料)
- ・ 実習用ワークシート

講義 (パワーポイント資料)



1



2

首都直下地震の被害想定					
	東京都 (2006想定)			中央防災会議 (2005想定)	阪神・淡路大震災 (1995)
震源	東京湾北部			東京湾北部	淡路島～宝塚直下
地震の規模	M6.9	M7.3		M7.3	M7.3
風速	6m/秒		15m/秒	15m/秒	3m/秒
時期・時刻	冬18時			冬18時	冬5時
人的被害	死者 2.9千人	6.8千人	6.4千人	7.8千人	6,434人
	負傷 7.5万人	16.9万人	16.1万人	(20万人)	4万4千人
建物被害	全壊 6万棟	13万棟	13万棟	12万棟	10万5千棟
	半壊 21万棟	35万棟	35万棟		14万4千棟
焼失棟数	18万棟	31万棟	35万棟	41万棟	7,432棟
避難者	271万人	385万人	399万人	310万人	32万人
帰宅困難者	448万人			390万人	
経済被害	—			首都圏112兆円	直接被害約10兆円

被害は阪神・淡路大震災を大きく上回る!!

3

東京都の被害想定(首都直下)			
		東京湾北部	多摩直下
人的被害	死者	6,413人	4,159人
	負傷者	160,860人	87,656人
建物被害 (全壊)	ゆれ・液状化	126,523棟	51,669棟
	火災	345,063棟	322,903棟
交通	道路	607箇所	12箇所
	鉄道	663箇所	21箇所
ライフライン	停電率	16.9%	11.7%
	通信不通率	10.1%	8.5%
	ガス停止率	17.9%	0.0%
	断水率	34.8%	29.1%
	下水道管きよ被害	22.3%	21.3%

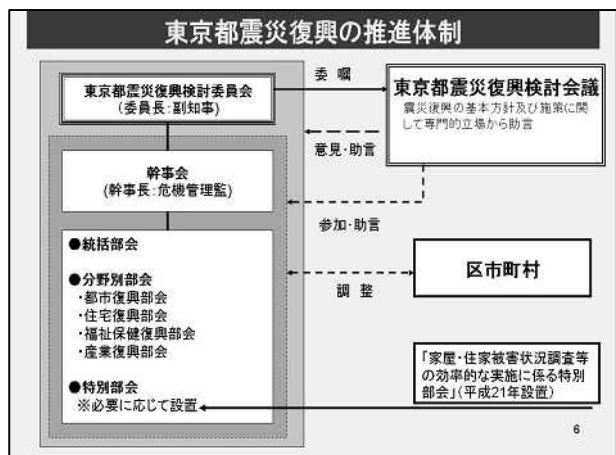
冬、18時、風速15m/s、M7.3(東京都防災会議)

4

建物の被害想定(首都直下)						
東京湾北部(M7.3) (首都直下地震による東京の被害想定(中間報告)(平成18年2月)より抜粋)						
	建物棟数		建物全壊数 (揺れ・液状化)		建物半壊数	
	木造	非木造	木造	非木造	揺れ	液状化
区部	1,167,681棟	544,092棟	111,804棟	10,601棟	312,058棟	11,442棟
多摩	805,476棟	183,658棟	1,180棟	143棟	22,067棟	87棟
都計	1,973,157棟	727,710棟	112,984棟	10,744棟	334,125棟	11,529棟

約270万棟の被害調査対象 膨大な量のり災証明発行

5



6

震災復興の仕組み 東京都震災復興関係条例等

東京都震災対策条例

第4章 復興対策第1節 震災復興の推進
震災復興体制、震災復興計画、震災復興事業
地域協働復興への理解の促進、復興市民組織

東京都震災対策条例の施行について(依命通達)

震災復興体制の確立、震災復興計画の策定、震災復興に関する施策、
手続きおよび都民への周知について規定し、迅速で円滑な復興事業を目指す。
震災復興計画策定(震災発生後)、施策、手続きおよび都民への周知(事前対策)、
震災復興グランドデザイン(事前対策)

復興本部の設置に関する条例・施行規則 復興本部、各局の役割等

7

地域防災計画の内容(都)

震災編 第4部「災害復興計画」

- ・第1章 復興の基本的考え方
- ・第2章 復興本部
- ・第3章 震災復興計画の策定
- ・第4章 復興の全体像
- ・第5章 地域力を活かした分業別の復興プロセス

8

8

東京都が実施した震災復興対策

時期	項目	時期	項目
平成25年5月	都市復興マニュアルの策定	平成16年4月	震災対策実施方針
平成27年7月	震災復興推進委員会の設置	平成16年6月～	復興市民組織育成事業(3ヵ年) (地域協働復興模擬訓練)
平成10年11月	生活復興マニュアルの策定	平成18年1月	災害復興まちづくり支援機構との協定締結
平成10年6月	震災復興推進委員会設置	平成18年10月	震災復興法上の事業(2ヵ年)
平成12年4月	震災対策条例の策定	平成18年5月	震災復興計画の策定
平成13年6月	震災復興グランドデザイン策定	平成21年3月	区市町村復興マニュアル策定
平成15年3月	震災復興マニュアル策定	平成21年6月	震災、住家被害調査等の調査実施と結果の把握
平成15年5月	震災復興計画の策定		

9

9

復興市民組織育成事業Ⅰ (地域協働復興模擬訓練)目的

○目的:

「復興市民育成事業」は、区市町村に対する支援の一環として、都民の皆さんに、協働と連携による地域協働復興の意義について理解を深めていただくと共に、生活の再建及び居住地域の安定に復興市民組織が果たす役割を認識していただくことを目的とした事業
(「地域協働復興模擬訓練実施報告書」平成20年3月より)

10

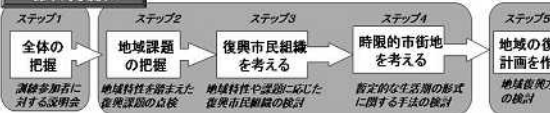
10

復興市民組織育成事業Ⅱ (地域協働復興模擬訓練)特徴

特徴:

- 地域住民の参加・体験・相互作用を活かしながら、共同作業で問題解決を図るワークショップ形式により実施
- 地域特性や参加主体の状況に応じて分業別テーマを選択するなど、柔軟に形式や内容を変更して実施

標準的な流れ



11

復興市民組織育成事業Ⅲ (地域協働復興模擬訓練)実績

年度	区市町村	実施地区	地域特性・課題の特徴など
16 (4区)	新宿区	本町地区	高齢人口多い、事業者・住民の連携訓練
	墨田区	第一中島小学校周辺地区	水浸住宅密集地帯、防災訓練
	北区	赤羽西地区	水浸住宅密集地帯
	足立区	西新井西口地区	水浸住宅密集地帯、防災訓練
	葛飾区	新小岩地区	駅前商店街、高齢者
17 (4区1市)	十代田区	神田区西口地区	駅前商店街、高齢人口が多い
	墨田区	第七中島小学校周辺地区	水浸住宅密集地帯
	世田谷区	北沢3・4・5丁目地区	水浸住宅密集地帯、防災訓練
	足立区	千鳥五小学校周辺地区	水浸住宅密集地帯
	八王子市	晴神町5丁目地区	高齢者や高齢
18 (8区1市)	新宿区	豊町地区	水浸住宅密集地帯
	文京区	千駄木地区	水浸住宅密集地帯
	墨田区	喜望峯地区	水浸住宅密集地帯、防災訓練
	目黒区	目黒東町・新町地区	水浸住宅密集地帯
	台東区	阿波野台・谷中台地区	水浸住宅密集地帯
	板橋区	下谷地区	高齢住宅地、高齢者向け訓練
	練馬区	秋山地区	水浸住宅密集地帯
	足立区	千鳥小学校周辺地区	水浸住宅密集地帯
	八王子市	行田町東・五反田地区	宅間造成住宅地帯

12

復興市民組織育成事業Ⅳ (地域協働復興模擬訓練)成果と課題

成果	課題
1 ワークショップ型訓練により復興の必要性について住民意識の高揚	1 防災講習会などにおいて住民に対して広くモデル事業の成果について普及啓発するプログラムの整備
2 地域協働復興を推進するための復興市民組織づくりに向けた地域の取組の活性化	2 訓練実施地区の拡大
3 緊急・復旧から復興に至る施策・地域防災力の向上に向けた取組の深まり	3 未実施地区における地域防災力の向上策検討
4 様々な地域特性に応じた復興課題の整理	4 地域毎の復興実施における課題整理
5 まち歩きにより、災害時の危険箇所だけでなく、復旧・復興に向けた資源となる場所・施設等の確認	5 防災マップ等による総合的な視点・目線からの実践的地域力の向上
6 復興まちづくりについて専門家の支援体制の構築 ※ 災害復興まちづくり支援機構との協定など	6 区市町村における専門家との連携促進
7 区市町村における地域協働復興推進協議等の充実	7 地域協働復興体制の整備 ※ 復興マニュアルの作成 ※ 復興模擬訓練の実施
8 区市町村と都の連携強化	8 未実施団体の支援

13

13

「家屋・住家被害状況調査等の 効率的な実施に係る特別部会」の取組み

課題

- り災証明発行につながる家屋・住家被害状況調査を迅速かつ正確に行う必要がある。
- 被害状況の把握に関連する複数の調査を同時に行う必要がある。
- 家屋・住家被害状況調査の調査員にかかるとマンパワーを確保する必要がある。
- 建物情報と各種調査結果を管理するり災台帳を作成する必要がある。

検討事項

- 家屋・住家被害状況調査の調査・判定方法の標準化
- 時期、方法の見直しによる各調査の効率化
- 家屋・住家被害状況調査の調査員にかかる応援体制の構築
- り災台帳の作成方法にかかる項目の整理

14

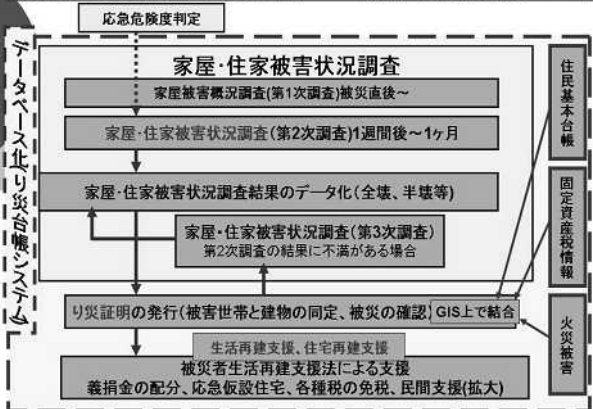
14

「家屋・住家被害状況調査等の効率的な実施に係る特別部会」で明らかになった課題

- 被害関連調査が同時期に各局で実施されるなど都民負担の軽減
- 23区における課税情報の各区への提供方法
- 復興関連の各種調査におけるマンパワーの絶対的な不足
- 正確・迅速な家屋・住家被害状況調査の実施が可能な調査票の設計と調査方法の改善・確立
- 応急危険度判定結果の家屋・住家被害状況調査への引継ぎ
- 被害状況とGISや住基等基幹データベースが連携した被災者台帳の構築
- 家屋・住家被害状況調査から災証明発行、各種被災者支援までの一貫した処理システム

15

被害状況の把握と災証明フロー(東京都区市町村震災復興標準マニュアル)



16

専門家との協定 災害復興まちづくり支援機構

1 これまでの取組み

- 阪神・淡路大震災からの復興にあたり、土地や建物の複様な権利調整に時間を要したとの教訓を踏まえ、国は「震災復興マニュアル(平成15年3月策定)」に基づき、弁護士と専門家との連携の検討を開始
- 都は、平成18年11月「災害復興まちづくり支援機構(平成16年11月設立)」を構成する東京弁護士会など4の専門家組織団体との間で、「災害復興まちづくりの支援に関する協定」を締結
- 司法支援機構は、この協定に基づき、都庁でのセッション開催(平成19~21年度・都共催)、地域住民を対象とした復興相談開催への参加(平成16年度~)など、平常時から都と連携を強化する取組みを推進

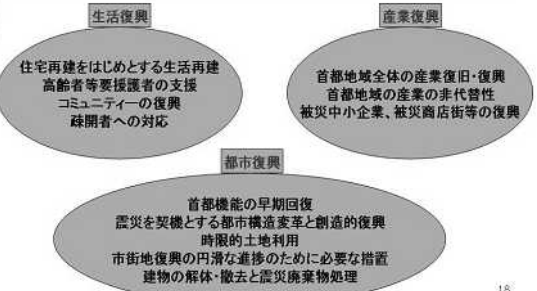
2 協定の内容

- 協定内容
 - ①震災後、都の要請に基づき、専門家等が構成する復興まちづくり支援機構を設置し、被災住民に対する法律相談・助言等を行う。
 - ②研修会、法律相談の実施や訓練への参加など、平常時から連携強化に努める。
- 協定の相手方(19団体)
 - ①東京弁護士会 ②第一東京弁護士会 ③第二東京弁護士会 ④東京司法書士会 ⑤東京都行政書士会 ⑥東京税理士会 ⑦東京土地家屋調査士会 ⑧東京都社会保険労務士会 ⑨(社)中小企業診断協会 東京支部 ⑩(株)東京都不動産鑑定士協会 ⑪(株)日本建築家協会 ⑫(株)東京都建築士事務所協会 ⑬(社)明理会計・イテラ協会 ⑭(社)日本技術士会 ⑮(社)東京公共職労登記士地家屋調査士協会 ⑯(株)東京公共職労登記司法書士協会 ⑰日本公認会計士協会 東京会 ⑱日本弁護士会 関東支部 ⑲(社)全日本土地家屋調査士会

17

あり方検討会で明らかになった課題

「首都直下地震の復興対策のあり方に関する検討会」報告書(内閣府) 分分野別課題



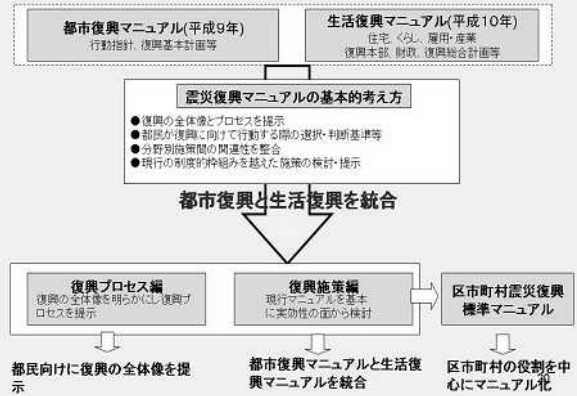
18

東京都の復興マニュアル



19

東京都震災復興マニュアルの仕組み



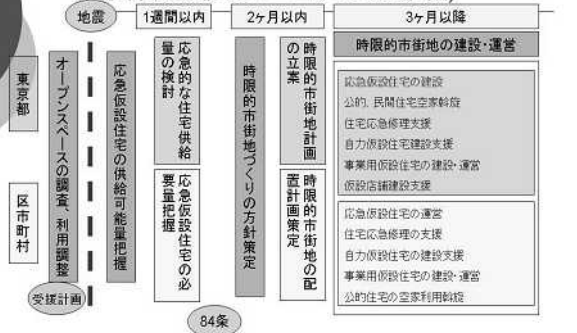
20

施策編の内容

- 第1章 復興体制の構築
全庁共通事項、復興本部、被害状況の把握、復興計画、財政方針、財源、人的資源、広報等
- 第2章 都市復興
家屋被害状況、都市復興基本方針・基本計画、建築制限、時限的市街地、復興対象地区
- 第3章 住宅の復興
住宅復興計画(事前)、応急仮設住宅
- 第4章 暮らしの復興
医療体制の復興、地域福祉体制の復興、メンタルヘルスケア、環境衛生等
- 第5章 産業の復興
産業復興方針、事業所の再建・経営支援等、観光施策、農林水産業施策

21

東京都震災復興マニュアル(施策編)



22

プロセス編の概要

改訂の趣旨
被災者の行動指針となるよう復興過程の全体像を表し、自助・共助と公助連携による「地域力」を活かした復興を行うための仕組みを提示

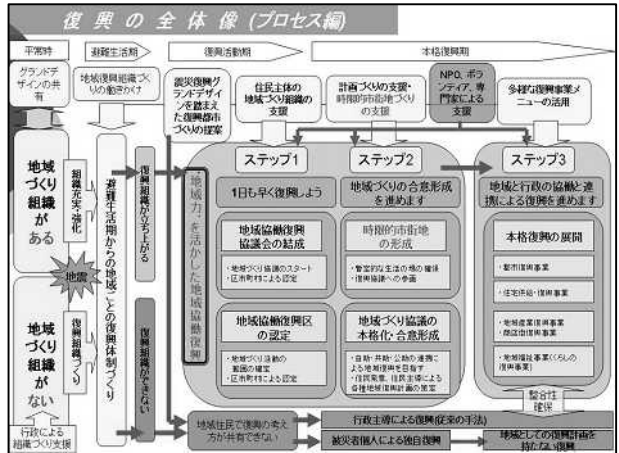
第1章 復興の基本目標と視点
復興の基本目標、復興を進めるための視点(住民主体による復興、多様な復興プロセス等)

第2章 復興の全体像
被災者の思いと5つの方針
復興の全体像
地域復興協議会への支援
時間的市街地づくりのプロセス

第3章 地域力を活かした分野別の復興プロセス
都市復興、住宅復興、産業復興、くらしの復興

第4章 地域協働復興の推進に向けて
東京都としての総合的な取り組み
区市町村、住民、NPOとの役割分担、連携
広域的取り組みと国への提案

23



区市町村の取り組み状況

○ 震災復興に関する条例	11区市
○ 地域防災計画への記載	53区市町村
○ マニュアル策定	17区
○ 震災復興本部設置	38区市町村
○ 地域協働復興の取組み	14区市

25

区市町村地域防災計画への記載例

- 豊島区
 - ・第2部
 - 第20章 被災証明の発行
 - ・第3部 災害復旧・復興計画
 - 第1章 生活の安定
 - 第3章 都市の復興
- 調布市
 - ・第5部 災害復興計画
 - 第1編 復興の基本的考え方
 - 第2編 復興本部
 - 第3編 復興計画
 - 第4編 復興の全体像
 - 第5編 地域力を活かした分野別の復興プロセス

26



復興対策普及・啓発セミナー
復興事前対策テキスト(基礎編)

復興計画策定のシナリオと 災害復興事前対策

平成22年10月13日
内閣府政策統括官(防災担当)付参事官
(災害復旧・復興担当)付 参事官補佐
酒井 昌久

復興計画策定のシナリオ


- あなたはA県の防災(復興)担当の課長です。
- 県土の一部が地震によって大きな被害を受けています。
- 本シナリオでは、あなたが県知事から、県の復旧・復興対策を検討するよう指示を受けたという想定で、これから、地震後の慌ただしい状況の下、人生で初めての復興計画づくりに取り組みます。
- さあ、内閣府の「復興対策マニュアル」の『施策編』や『事例編』、専門家をうまく活用して、この難局を乗り越えましょう。

(注) 本シナリオは、架空の県を対象に、架空の被害想定に基づいて作成されたものであり、復旧・復興の進め方のモデルを示すものではありません。

シーン1 復旧・復興の必要性

- 平成xx年x月x日午後2時、県土の一部が大きな地震に襲われた。
- 被災自治体からも被害の報告が届き始めた。


項目	情報
地震の震源地	x湾北部
地震の規模	マグニチュード7.3
震源の深さ	約30キロメートル
最大震度	7
被害情報	a市やb市等で建物の倒壊や火災、ライフラインが停止している様様



被害情報を受信したパソコン

シーン1 復旧・復興の必要性

- 県知事は、速やかに災害対策本部の設置を宣言し、本部会議を招集した。
- 知事は、過去の復興事例を参考にしながら、復旧・復興対策の構想を考え始めた。
- そこで、私に、復旧・復興対策の進め方を早急に検討するよう、指示があった。



災害対策本部会議室


シーン1 復旧・復興の必要性

[Q1] P12参照
◎復旧・復興対策はなぜ必要なのか?

- 災害によって被害を受けた被災者の生活や社会機能、構造物を再建するために膨大な行政需要が発生する。
- また、災害の教訓を踏まえ、将来の課題に向けた新しい社会づくりも求められる。
- それらを実現するために復旧・復興対策が必要であり、ビジョンの共有や体制の整備、財源の確保、合意形成などの必要条件を充足することが必要となる。

シーン2 復旧・復興の概念

- 「そもそも復旧・復興とは何なのか?」、そして、「本県では何をすべきなのか?」...
- そこで、復旧・復興の意味の違いについて、この分野に明るい専門家のHさんに相談してみることにした。



地震で被害を受けた市街地

シーン2 復旧・復興の概念

[Q2] P14参照
◎復旧と復興はどう違うのか?

- 「復旧」は「被災地域の基盤や機能を従前の状態に回復すること」、「復興」は「新たな価値に基づく将来ビジョンを目指した地域社会の創造」を意味する。
- また、「災害復興事前対策」は「想定被害に対応する復興対策の基本方針や体制・手順・手法などを事前にまとめておくこと」として用いられている。


シーン2 復旧・復興の概念

- では、復旧・復興対策で、県が今取り組むべき優先課題とは何か?

- ①被害状況の全体像の把握
- ②災害復旧制度の確認
- ③復旧・復興の基本的枠組みの検討

シーン3 被害調査の実施

- まずは、被災自治体の被害状況の早期把握を部下に指示した。
- 部分的な被害情報が届いたが、被害の全体像が分からない。
- 被害が大きい自治体ほど手厚い復興支援が必要になるはずであり、その意味でも被害調査を急がなければ・・・。



中山間地での地震被害の様子

■被害調査方法の種類

- ① 応急対応のための被害調査、
- ② 二次的被害の拡大防止に関する調査
- ③ 法制度の適用に関する調査
- ④ すまいと暮らしの再建に関する調査

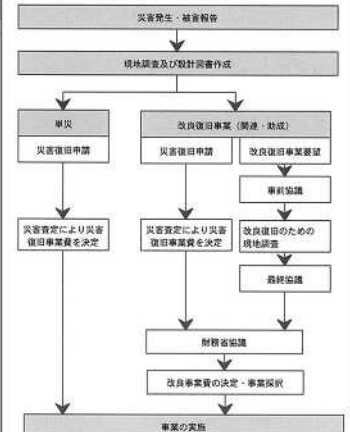
シーン4 災害復旧制度の適用

[Q4]
◎災害復旧制度とは何か？

P18参照

- 災害復旧制度とは、災害で被害を受けた施設を「原形に復旧する」ために必要な事業に対して国庫補助をする制度である。
- この原形復旧が原則であるが、それでは再度災害の発生を未然に防止することができない場合には、災害復旧事業に別途改良費を加えた「改良復旧事業」が認められている。

■災害復旧の手順




シーン3 被害調査の実施

[Q3]
◎復興計画に必要な被害調査をどのように進めれば良いのか？


P16参照

- 復興計画を検討するためには、建築物や都市基盤施設の被害、人的被害などの把握を迅速に実施することが必要である。
- まずは、被害の全体像を把握するための概要調査を実施し、徐々に詳細調査に移ることが肝要である。



シーン4 災害復旧制度の適用

- 次に、災害復旧制度の内容を確認することにした。
- 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」など聞いたことはあるが、・・・
- 災害復旧制度は何を対象に、どのような手続きで実施されるのだろうか？



災害復旧事業で再生した土木施設

■主な災害復旧事業

事業・内容	主な根拠法律等
1) 公共土木施設災害復旧事業 河川、海岸、砂防設備、林格荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
2) 農林水産業施設等災害復旧事業 農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
3) 文教施設等災害復旧事業 ① 公立学校施設災害復旧事業 ② その他（国立学校、文化財）	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
4) 厚生施設等災害復旧事業 ① 社会福祉施設等災害復旧事業 生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更生施設、知的障害者施設等 ② 療養衛生施設等災害復旧事業 ③ 医療施設災害復旧事業 ④ その他（水道施設、感染症指定医療機関）	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法等
5) その他の施設に係る災害復旧事業 ① 都市施設災害復旧事業（街路、都市排水施設等） ② 公営住宅災害復旧事業 ③ 空港災害復旧事業 ④ 鉄道災害復旧事業	公営住宅法、空港整備法、鉄道軌道整備法

シーン5 基本的枠組みの決定

- 今回の被害規模からは、少なくとも、a市とb市で復興計画が必要となりそうだ。そうすると県としての復興計画も必要になる。
- 復旧・復興の基本方向について、知事からは、「全国を先導するような復興をしたい！」との返事が返ってきた。

項目	情報
人的被害(死者)	a市:100人、b市:50人、・・・
住家被害	a市:全壊3千棟、半壊3千棟、b市:全壊2千棟、半壊2千棟、・・・
道路	a市:国道x号線他で通行止め、・・・
ライフライン(電気)	a市:供給停止1万戸、・・・
避難状況	a市:避難所50箇所、避難者数1万人が避難、・・・

シーン5 基本的枠組みの決定

- 復興を進めるために何をすべきか？・・・何から始めてよいのかもよく分からない。

(1)復興計画策定の体制について
 (2)復興計画の策定プロセスについて

- 原状復旧か又は計画的復興かの基本方向の決定
- 必要な場合には、復興の基本方針(復興ビジョン)、復興計画を検討

(3)復興計画の策定方法について

- 庁内全ての部門が関わる総合計画であり、被災状況や基盤整備状況、既存計画等を考慮して検討

⇒まずは、復興体制の構築(復興本部の設置)

17

シーン6 復興体制の構築

- 復興体制の構築が目下の最優先課題である。
- しかし、現行の災害対策本部にも復旧関連の部署がある。
- 災害対策本部の中に復興関連の部署を設置するのか？、あるいは、別途、復興本部を設置するのか？
- 別途、復興本部を設置する場合、庁内の体制をどうするか？、事務局はどこが担当するか？、専門家にどう関わっていただくか？、復興体制の全体像がよく分からない。

18

シーン6 復興体制の構築

[Q5] P20参照

◎復興体制をどのように整備すればよいのか？

- 復興体制は、復興対策を計画的かつ迅速に実施するために整備する。復興体制は、復興課題を協議・決議するための「復興本部」、事務作業を行う「事務局」、専門的な検討を行う「検討委員会」などで構成される。
- 被災前からメンバーや役割の想定等をし、被災直後から体制構築のための準備を始める必要がある。

19

シーン6 復興体制の構築

- 復興対策を計画的かつ迅速に実施するためには、全庁的な復興体制を整備するとともに、それを統括、調整するための組織として「復興本部」の設置が必要である。

復興体制の基本形(例)

20

シーン7 復興計画の策定手順

- 復興計画では、被災により破壊された人々の生活や街の諸機能を回復すると同時に、防災などの新たな視点から街を再生することが求められるだろう。
- しかし、復興計画を策定する上で何が重要なのか、まだよく分かっていない。
- どこから手をつければよいのであろうか？

地区レベルの復興計画図

21

シーン7 復興計画の策定手順

[Q6] P22参照

◎復興計画とは何か？

復興計画とは、被災からの復旧だけでなく、新しい社会づくりを実現するために必要な復興対策の基本方針や体制・手順・手法などをまとめた計画であり、その策定プロセスは、復興指針等の大枠を示した後、詳細計画をまとめる場合が多い。(「2段階方式」)

22

シーン7 復興計画の策定手順

- 復興ビジョン(復興計画)の検討に用いる基礎資料としては、1)被災状況、2)基盤整備状況、3)既存の長期総合計画、4)利害関係者の意向把握、5)地域社会の将来像など。
- 復興計画の内容
 - 復興に関する基本理念
 - 復興の方向性
 - 復興の基本方針・目標
 - 復興計画の目標年次
 - 復興計画の対象地域
 - 個々の復興施策の体系
 - 復興施策や復興事業の事業推進方策
 - 復興施策や復興事業の優先順位

23

シーン7 復興計画の策定手順

- 復興計画策定での留意点
 - 復興事業の優先順位をどう設定するか？
 - 利害関係者との合意形成をどう図るか？
 - 現在の復興問題の解決と同時に、遠い将来のまちのビジョンをどう描くか？
- さあ、これからが本番。被災地の状況変化に注意しながら、『施策編』、『事例編』を活用し、専門家に相談して、本県に最適な復興計画を策定しましょう。

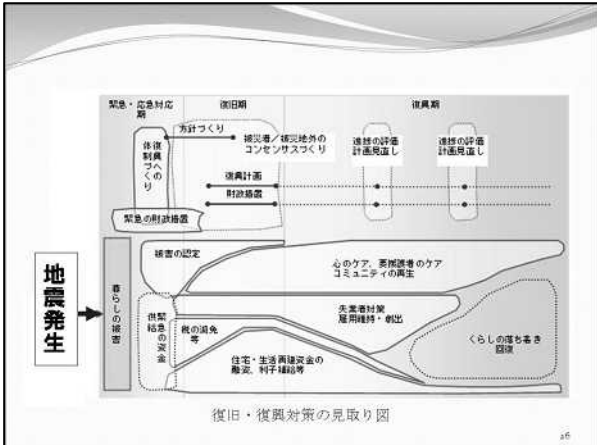
24

第3章 復旧・復興対策の展開過程

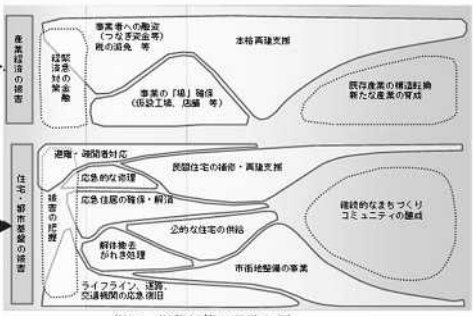
1. 復旧・復興対策の見取り図

P24参照

- 復旧・復興対策の展開過程は、次図のとおり、緊急・応急対応期、復旧期、復興期という時間経過に沿って、「暮らしの再建」、「産業経済の再建」、「住宅・都市基盤の再建」を地域の需要の変化に対応しながら進めていく過程ととらえることができる。
- ここでは事業の進捗状況を定期的にモニタリング(評価)しながら、計画の見直しを行うことが重要である。



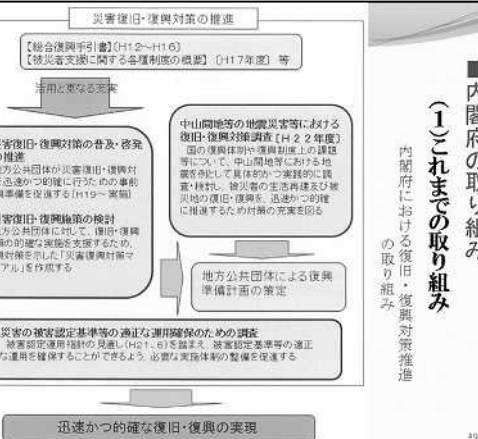
地震発生



第2編 災害復興事前対策の取り組み

第1章 内閣府の取り組み

P26参照



「被災者支援に関する各種制度の概要」(1)

● 経済・生活面の支援 ～被災後のくらしの状況から支援制度を採す～

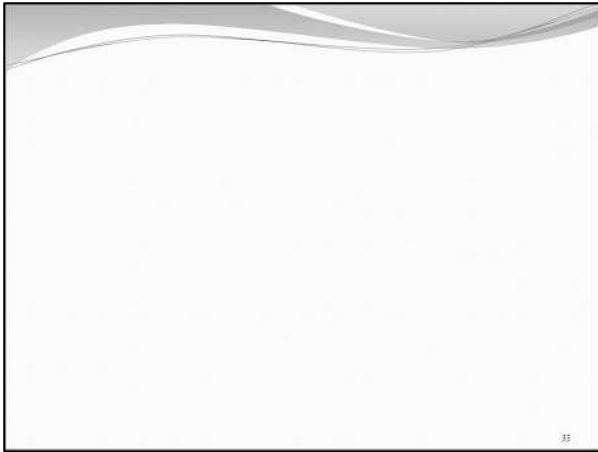
「被災者支援に関する各種制度の概要」(2)

● 住まいの確保・再建のための支援 ～住まいの被災状況と再建の意向から支援制度を採す～

● 中小企業・自営業への支援 ～事業再建のための支援制度を採す～

「被災者支援に関する各種制度の概要」(3)

● 安全な地域づくりへの支援 ～地域づくりのための支援制度を採す～



33

(2) 今後の課題と方向性 P28参照

- 1) 復興対策の事前準備に関する情報提供
- 2) 多様な参考事例の紹介
- 3) 庁内合意のための支援情報の提供

34

災害復旧・復興施策の推進に係る内閣府のこれまでの検討 P29参照

1. 復興施策検討、手引書
 - ・ 災害復興への取り組み方策、手順、留意点などについて、過去の復興事例などを施策項目別に整理。
2. 復興準備計画の策定促進
 - ① 復興準備計画策定：被害想定をもとに、復興準備計画、復興施策への取り組みを検討・例示。
 - ② 復興準備計画策定の促進方策の検討：復興準備計画策定に関する地方公共団体の意識、先進的取り組み事例の紹介、その他促進方策の検討。
 - ③ 復興準備計画策定の進捗調査：復興準備計画策定、地域防災計画への記載状況などの実態調査。

35

2. 地方公共団体の取り組み P30参照

(1) 法制度への位置付け

- ・ 地方公共団体の取り組みとして、独自に条例を制定する動きが始められてきた。
- ・ たとえば、最も先行している東京都では、「東京都震災復興本部の設置に関する条例」(平成10年6月)、「市街地復興整備条例(標準条例)」(平成10年6月)、等が施行されている。

36

(2) 地域防災計画への記載 P30参照

- ・ 地域防災計画への復興関連項目の記載状況を見ると、平成20年度に実施した調査(調査回答団体数1175団体)によると、項目別では14%から74%までのバラツキがあるものの、平均では56%の団体で復興関連項目の記載があった。

37

(3) 地域の将来像の検討 P31参照

- ・ 復興計画を策定する上でそのもとになる地域の将来像について、災害前からじっくりと検討しておくことが重要である。
- ・ その先行事例として、東京都が復興計画で目指すべき都市像を描いた「震災復興ランドデザイン」(平成13年5月)がある。

38

(4) 復興準備計画の策定(復興マニュアル) P32参照

- ・ 文京区では、平成17年3月、東京都の震災復興マニュアルを基に、「文京区震災復興マニュアル」を作成した。

<p><全体構成></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本的考え方 2 全体シナリオ 3 部課別総括表 4 行動カルテ 5 方法カルテ 	<p>共通</p>	<p><部門構成></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">部 市</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">住 宅</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">産 業</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">医療・保健・福祉</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">教育・文化・地域</td></tr> </table>	部 市	住 宅	産 業	医療・保健・福祉	教育・文化・地域
部 市							
住 宅							
産 業							
医療・保健・福祉							
教育・文化・地域							

文京区震災復興マニュアルの構成

39

(5) 個別復興対策の準備 P32参照

- ・ 内閣府の平成17年度の調査では、個別復興対策への取り組みは、都道府県・政令指定都市の32団体(全体の65%)を占めているが、この種の取り組みが進んだ要因としては、災害救助法などの法制度や計画・マニュアルなどへの位置付けや、過去の復旧・復興対応の経験、全国的な関連団体の協力などが指摘されている。

40

3. まとめ

P33参照

- ・地方公共団体における災害復興事前対策の推進に関する今後の課題
- 地域防災計画への復興関連項目の記載の支援
- 関連情報や参考事例の提供方法の工夫(災害復旧・復興対策セミナーの開催方法の工夫、『手引書』の再編集など)
- 復興準備計画の実践に必要な体制づくりの支援
- 復興準備計画(復興マニュアル)の策定支援
- 業務継続管理に基づく計画的運用

41

第2章 災害復興事前対策の進め方

42

1. 災害復興事前対策の基本的考え方

P34参照

- ・大きく「基礎レベル」、「発展レベル」の2つのレベルに区分し、それぞれの目指すべき目的と内容を検討する

	基礎レベル	発展レベル
目標とする地方公共団体の姿	<ul style="list-style-type: none"> ●必要最低限の事項について、あらかじめしっかり決めておく。 ●必要最低限の事項について事前に検討し、この結果を地域防災計画に記載する。 ●被災後に利用可能な既存制度、過去の事例での活用例・工夫例(Tips)について、知識を持っておく。 ●「手引書」などの参考資料、ツールの存在を知っており、必要に応じて関係部署等へ伝達する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●被害想定等を踏まえ、地域特有の課題を検討して、復興の進め方を具体的に検討しておく。 ●ケーススタディなどを行い、総合的な復興計画を策定するための体制・手順(復興準備計画)を検討する。 ●復興対策の検討が、事前(予防)対策の推進に結びついている。 ●影響度評価(Impact Analysis)を行い、その結果を踏まえて、日常のまちづくり、危機管理体副構築を行う。

地方公共団体における災害復興事前対策の段階

43

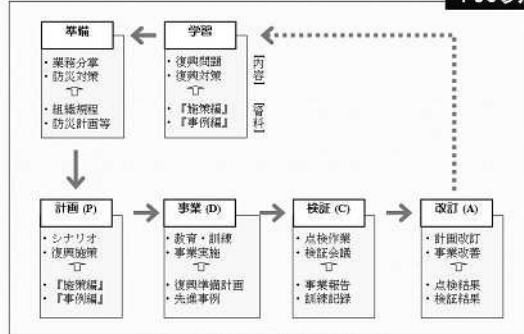
2. 業務継続管理にもとづく災害復興事前対策の進め方

P35参照

- 被災地域における復旧・復興対策をめぐる行政需要や合意形成、問題事象に対して、限られた行政資源を有効に活用し、最大限の効果上げるためには、その行動のシナリオや手順、作業方法などを考え、その実効性を確保しておくことがとても重要であり、そのためには、業務継続計画(BCP)を管理・運用する業務継続管理(BCM)の考え方が参考になる。

44

P36参照



災害復興事前対策のプロセス(モデル)

45

実習前の説明（パワーポイント資料）

復興対策普及・啓発セミナー（基礎レベル）/東京セミナー（10月13日）

地域防災計画への記載方法を理解する

富士常葉大学大学院 環境防災研究科 池田浩敬

1

1. 地域防災計画への記載の考え方

2

(1) 地域防災計画に復興対策を記載する目的

- ・復旧・復興過程の中で、やらなければならない対策を明らかにする
- 国の防災基本計画に定められている事項（≒制度化されているもの）+ 復興計画の作成 + 体制整備（本部計画作成、相談等）+ 基礎となるデータの整備保全
（テキストP37～39参照）（応急・復旧対策の延長）
- ・各対策ごとの担当部署を明確にする
（特に法的根拠を有さず、制度化されていないもの≒復興対策）
- ・復興対策を実行するための体制を明らかにする

3

(2) 記載までの過程の事例（静岡県）

- ・平成9～10年度で検討→第6編 復旧・復興対策 を追加
- ・防災基本計画の改定を受け作業

 - 復旧・復興対策のフレームの明確化
 - 担当部署の明確化
 - 実施体制の明確化
 - 県・市町村の役割の明確化
 - 事前にやっておくべきこと（事前準備）の明確化

- ・全庁的組織での検討→合意の形成

4

(3) 小さく産んで大きく育てる

- ・初めから完璧を目指すのではなく
- ・細かい手順・手法は、担当部署がマニュアル化
- ・全体フレームと役割分担の合意の形成が重要
- ・PDCAサイクルを回し、継続的な改善を図る
（事前準備、新たな災害復興事例からの教訓、地域の社会・経済環境等の変化への対応）

5

2. 復興体制の要点

6

(1) 復興体制に関する留意点

- ・防災部署は「復興までは自分の担当ではない」という意識
→ 地域防災計画への記載では主導
→ “復興”の視点から“防災”を見直す（事前にやっておくべきことは何か？）
- ・復興体制、復興計画策定体制では、当然、首長直属の部署や企画などが主導
→ 総合計画作成・取りまとめのノウハウ
- ・復興マニュアル作成を先導する部署は？
→ 都市計画、住宅等ハードを所管している部署（都市復興、住宅復興：日常業務との関連性）
→ 法制度等があり実施手順がある程度定められているもの（応急・復旧対策の延長）

7

静岡県の事例：

地域防災計画第6編 復旧・復興対策 記載前に、既に多数のマニュアルが出来ていた

- ① 応急・復旧対策の延長（制度化）
・がれき処理、ボランティア活動支援・・・
- ② 都市計画課：震災復興都市計画行動計画
住宅課：ふじの国住宅復興プラン

- ・都市住宅部が復興マニュアルづくりを先導

地域防災計画の記載に当たっては、既存マニュアルの整理から始めた

8

(2)復興計画策定体制の事例

—新潟県中越大地震復興ビジョン—

- ・「震災復興ビジョン策定懇話会」による策定
- 産官学の参加
- ・防災、農業、土木工学などを専門とする学識経験者、被災地の市町村長、県内経済界、社会福祉などの関係者など総勢29名で構成
- * 人と防災未来センター 河田センター長が総合アドバイザー
- ・「専門家作業グループ」:ビジョンの素案作成 (懇話会に参画した学識経験者)

9

- 「震災復興推進アドバイザーグループ」の立ち上げ →復興ビジョンのフォローアップ及びローリング
- 県民からの意見募集 →県民総参画によるビジョンづくり
- 1/14～2/12: 県庁HPからの投稿、郵送、ファクス、電子メールによる意見応募
- 46件の意見・アイデア→ビジョンへの反映・公表

10

震災応急対策→復興対策へ

- 2004年12月後半に着手
- 応急仮設住宅への入居が完了し、応急対策に一区切りがついた震災2ヵ月後の12月27日に、第1回懇話会を開催
- 第1回: 12/27: 農業農村、社会資本、防災
- 第2回: 1/23: 産業、生活福祉、地域コミュニティ
- 第3回: 2/23: ビジョン素案の議論
- 2005年3月1日に公表

11

—静岡県地域防災計画の事例—

<復興体制>

- 震災復興本部: 条例により規定(未策定)
- 震災復興対策会議: 実質的協議の場

<復興計画作成体制>

- 計画作成本部
- ワーキンググループ
- 地域ワーキンググループ
- 部会(分野別)
- (諮問機関)
- 震災復興計画審議会(全体会議、専門部会)

12

3. 復興計画の要点

13

(1)復興計画策定に関する記述のポイント

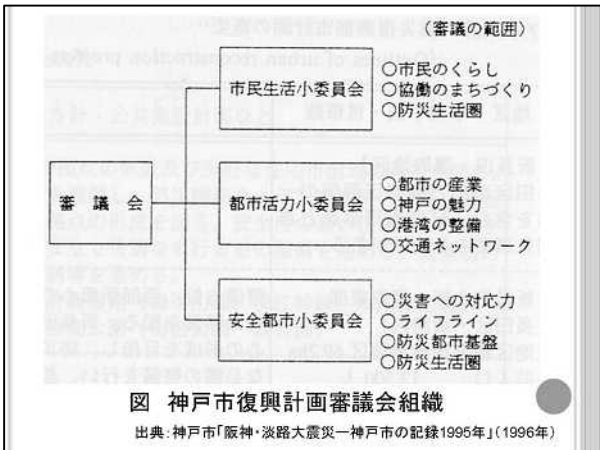
- ・復興計画策定の
 - ①体制
 - ②プロセス(策定・公表)
 - ③中身の基本的な構成(基本方針・計画)
- 原則として計画の作り方を示す
- ・策定体制:
 - 首長直属の部署や企画などが主導
 - 住民、専門家等の参加の仕組みの構築
- (復興計画策定の目的達成のために)
 - ・復興の基本方針の提示と合意の形成:
 - 目標レベル、復興の方向性の提示
 - 復興に係わる全ての者(住民、事業者、地方公共団体)が、地域・都市の目指す姿を共有する。

14

(2)復興計画策定体制の構築

- ①庁内組織の設置
 - ・方針検討、たたき台、庁内調整、既存計画との整合
- ②審議会の設置
 - ・専門家(各分野)、住民代表の参画 (法律、政治、経済、都市計画、福祉、環境、防災、教育等)
- ③連絡協議会の設置
 - ・被災地方公共団体の連携
 - * 広域災害の場合は国の復興方針との整合も必要

15



16

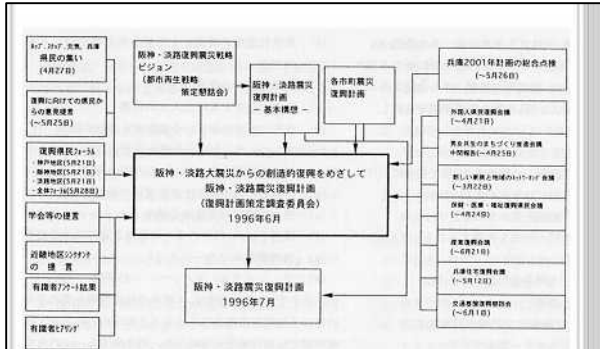


図 阪神・淡路震災復興計画策定調査体系図

出典：鳴海「兵庫県における震災復興計画策定の経緯と課題」(1996年)

17

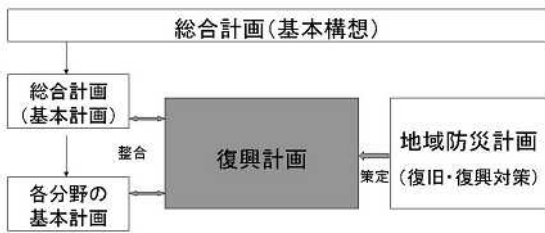
(3) 計画策定プロセス

- 1) 兵庫県事例
 - ① 阪神・淡路震災復興戦略ビジョン(2ヶ月半後)
 - 都市再生戦略策定懇話会(学識者等)
 - ② 阪神・淡路震災復興計画-基本構想-(3ヶ月半後)
 - 企画部 → 阪神・淡路大震災復興本部(総括部)
 - ③ 阪神・淡路震災復興計画(ひょうごフェニックス計画)(5ヶ月半後)
 - 阪神・淡路震災復興計画策定調査委員会
- 2) 神戸市事例
 - ① 神戸市復興計画ガイドライン(2ヶ月半後)
 - 神戸市復興計画検討委員会(学識者等)
 - ② 神戸市復興計画(5ヶ月半後)
 - 審議会(学識者、市民代表、経済界代表等)
- 3) 新潟県事例
 - ① 震災復興ビジョン(4ヶ月後)
 - 震災復興ビジョン策定懇話会(学識者、各界代表、市町村等)
 - ② 新潟県中越大地震復興計画(9ヶ月半後)
 - 復興本部は計画策定後に立ち上げられ、計画の遂行に当たった(それ以前は災害対策本部内の「復旧・復興本部」)

18

(4) 計画そのもの

復興計画の位置付け



2段階: ①基本方向(ビジョン、ガイドライン) ⇒ ②復興計画

19

復興ビジョン(新潟県事例)

第一部「基本コンセプト」

- ・ 次世代への発展的継承ビジョン
- ・ 21世紀の成熟社会を迎えた日本が直面している課題を解決する礎となる方向性を示す
- ・ 少子高齢化、20世紀型成長の限界、自然環境問題
- ・ 持続可能性と防災・安全とがキーワード
- ・ 国土保全、産業政策、福祉政策、...
- ・ 新潟の有する資源の最大活用
- ・ 自然・人等の資源価値の重要性、未使用資源の可能性の再検討

20

第二部「10年後:2014年の二つの記録」

～2つのシナリオ～

1. 「わが国の中山間地域の息の根を止めた地震」
 - 出してはならない記録
 2. 「日本の中山間地域を再生・新生させた地震」
 - 出すことを目指す記録
- 基本方針**
- ① 情報公開による「Win-Win復興」
 - ② 中山間地の段階的復興と魅力を生かした新産業の計画的生み出し
 - ① 産業の持続的発展のための条件整備
 - ② 安全・安心な市民自治の確立
 - ③ 市民安全に関わる新しい学問・研究の開拓
 - ④ 他地域・全国・他国への貢献

21

第三部「復興の基本方向」

- ・ キャッチフレーズ『新潟県防災・安全立県宣言』

1. 中越大地震復興の理念と成果の全県展開

<地域イメージ>

最素朴と最新鋭が絶妙に組み合わせさり

都市・川・棚田・山が一体となって光輝く 中越

<タイムスケジュール>

①初期3年 : 滑走・離陸期

②中期4-6年: 上昇期

③7年以降 : 快調飛行期

22

2. 民間活力の最大限の動員による震災復興
 - ・ PPP(Public and Private Partnership)の導入
 - ・ NPO等の市民活動団体との連携
3. 復興施策への指針
 - ① 土地利用と資本: 自然への恐れこめた土地利用
 - 生活・生業再建と一体となった社会資本の再構築
 - 耐震性と災害時自立性
 - ② 農業・林業: 2段階復興、観光機能、農業生産法人化、農地再編、女性・若者の力
 - ③ 住宅・まち・むらづくり: 自力再建、コミュニティ確保、既存ストックの活用、耐震補強、専門家チーム
 - ④ 産業・商業・工業
 - ⑤ 防災、保健・医療・福祉、コミュニティ
 - ⑥ 防災・安全に関する学問・研究(官民連携)

23

□実習・ワークシートの回答例

■ワークシートの作業手順

- ①復興課題を理解する。
- ②復興課題に対応する復興施策を記入する。
*「テキスト」(pp.68～69の表)と「復興対策マニュアル【施策編】」の目次・「時系列・部署別・施策別対応表」が対応・参照。
- ③復興施策に対応する所管部署を記入する。
* 所属の「地域防災計画」・「組織図」を参照。
- ④実習・セミナー等に関わるとご質問・ご意見は作業後に議論する。

No.	復興担当者に入ってきた情報（復興課題）	復興施策	担当部署
例	広範囲に被害が発生しているようだが、被害の全体像を教えて欲しい。	1-1-1-1 応急対応のための被害調査	総務部、防災課、建設部、警察本部、消防本部
1	自宅が激しい被害を受けたが、住宅内に入ってもよいのか？	1-1-1-2 二次的被害の拡大防止に関する調査	建設部
2	ガレキの処理はどうしたらよいのか？	1-1-2-2 被災家屋の解体とがれき処理	建設部、環境部
3	今回の復興施策（生活再建支援策等の情報）を教えて欲しい。	1-2-3-2 相談・各種申請の受付	総務部、防災課、県民部
4	半壊した自宅を修理したいが、行政支援策はあるか？	2-1-1-1 被災住宅の応急修理対策	建設部
5	自宅が全壊してしまった。再建までの間、仮住まいを提供して欲しい。	2-1-1-3 一時提供住宅の供給	建設部
6	借りていた住宅が全壊した。生活が苦しいので公営住宅に入りたい。	2-1-2-2 公営住宅の供給	建設部
7	被災マンションの再建方法について、専門的なことを教えて欲しい。	2-1-2-5 被災マンションの再建支援	建設部
8	勤めていた会社が倒産した。求人情報が少なくて困っている。	2-1-3-3 離職者の生活・再就職支援	商工観光部

No.	復興担当者に入ってきた情報（復興課題）	復興施策	担当部署
9	生活再建支援金をもらいたいが、どうしたらよいか？	2-1-4-1 給付金等	総務部、防災課
10	子供が通っている小学校はいつ再開するのか？	2-1-5-5 学校の再開	教育委員会
11	父がデイサービスを受けられずに困っている。どこかで提供して欲しい。	2-1-5-3 福祉対策	保健福祉部
12	両親を失った甥がショックで話せなくなった。どうしたらよいか？	2-1-5-4 メンタルヘルスケアの充実	保健福祉部、教育委員会
13	大事な道路が土砂崩れで通れない。早く復旧して欲しい。	2-2-1-1 災害復旧	建設部
14	密集市街地が延焼被害を受けた。地域で基盤整備の方法を考えたい。	2-2-2-2 基盤未整備地域の整備	建設部
15	村が土石流で埋まってしまった。この際、平地に移転したい。	2-2-2-4 宅地・公共施設の移転・高上げ	建設部
16	水道の復旧が遅く不便で困っている。いつ復旧するのか？	2-2-3-4 ライフライン施設の復興	水道部、建設部
17	被災した工場設備を新設したい。設備投資のための融資をお願いしたい。	2-3-1-2 各種融資制度の周知・経営相談	商工観光部、地域振興部
18	農地や農業施設に被害を受けた。この復旧に補助はあるのか？	2-3-3-2 農林漁業基盤等の再建	農林水産部、地域振興部
19	まちの復興を考えたい。地域住民がいないと困るがどうしたらよいか？	[東京都] 2-3-33 時限的市街地	[東京都] 都市整備局
20	地域の代表組織をつくるので、今後、復興の窓口はそこを通して欲しい。	[東京都] 序 4-1 地域協働復興	[東京都] 総務局、都市整備局

(2) 広島会場

【掲載資料】

- ・ 視察前の説明（パワーポイント資料）
- ・ 講義（パワーポイント資料）
- ・ 講義（パワーポイント資料）（1）東京会場に掲載
- ・ 実習前の講義（パワーポイント資料）
- ・ 実習用ワークシート

視察前の説明（パワーポイント資料）

「復興対策普及・啓発セミナー（基礎レベル編）」
～ 10月19日（火）広島セミナー～

芸予地震の復旧事業について

広島県土木局土木整備部砂防課
浅岡 英二

1

1. 広島県の地理的特性

2

■ 広島県の地形特性 ～山地が多い地形～

県土の7割が山地
平地部は3割のみ

呉市(合併前)
呉市(現在)

3

■ 広島県の地質特性 ～脆弱な地質～

土砂災害に対して脆弱な特性をもつ
風化花崗岩から構成される特殊土壌地帯が
県南部を中心に広く分布

呉市の大部分も
特殊土壌地帯に含まれる

4

■ 都道府県別危険箇所数(全国)

順位	土石流危険渓流 (渓流数)	急傾斜地崩壊危険箇所 (箇所数)
1	広島県 9,964	広島県 21,943
2	島根県 8,120	山口県 14,431
3	山口県 7,532	大分県 14,293
4	岩手県 7,198	島根県 13,912
5	兵庫県 6,912	兵庫県 13,550
…		
全国計	183,863	330,156

※ 広島県の土砂災害危険箇所総数：約32,000箇所(全国一)
※ 32,000箇所のうち、がけ崩れ危険箇所：約22,000箇所

5

2. 「呉市」の概要 と過去の災害事例

6

■ (旧)呉市の概要

- 広島県の瀬戸内海沿岸部西寄りに位置し、市域面積約146km²(東西15.6km、南北14.5km)。
- 54%が山林で、平地は少なく、海まで張り出した山体によって市街地が各地区に分断。
- 人口は、県内第3位の約24万4千人(合併後)。
- 呉城市町圏の中心都市として、基幹産業や高次な医療・教育・文化・商業・サービス等の都市機能が集積。
- 山に囲まれて海に近いという地理的な特徴から、明治19年に第2海軍区軍港に指定され、明治22年に呉鎮守府が開庁してからは、本格的な海軍基地の建設が進められた。
- 戦争の拡大に伴い、基地が拡張されるとともに人口が急増し、山谷を切り開いて、急傾斜地に宅地が造成され、山腹斜面一帯に居住区が形成された。
- 山腹は戦禍を免れ、戦前のままの住宅が多く残っている。



7

■ 呉市街地周辺 危険箇所図



【急傾斜地崩壊危険箇所】
旧市内地域：約1,000箇所
合併後全地域：約2,000箇所

凡例
○：土石(流砂)湧出
■：急傾斜地崩壊危険箇所
□：急傾斜地崩壊危険箇所(調査済)

8

8

● 呉市内全景



※ 呉市HPより引用

9

● 呉市街地遠景



10

■ 呉市における過去の災害

(a) 地震による被害

【表-1】に示すように、過去の地震による被害では、明治38(1905)年の被害が最も大きい。軍港拠点として呉市の被害状況は不明(非公開)なものも多く、その他の地震においても実際には相当の被害が発生したものと推定される。

発生年	地震名称	震源地	震度	被害発生状況
明治38(1905)	伊予・安芸地震	M7.0	不明	不明
昭和10(1935)	伊予・安芸地震	M7.7	不明	不明
昭和11(1936)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和12(1937)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和13(1938)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和14(1939)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和15(1940)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和16(1941)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和17(1942)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和18(1943)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和19(1944)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和20(1945)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和21(1946)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和22(1947)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和23(1948)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和24(1949)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和25(1950)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和26(1951)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和27(1952)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和28(1953)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和29(1954)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和30(1955)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和31(1956)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和32(1957)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和33(1958)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和34(1959)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和35(1960)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和36(1961)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和37(1962)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和38(1963)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和39(1964)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和40(1965)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和41(1966)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和42(1967)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和43(1968)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和44(1969)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和45(1970)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和46(1971)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和47(1972)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和48(1973)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和49(1974)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和50(1975)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和51(1976)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和52(1977)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和53(1978)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和54(1979)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和55(1980)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和56(1981)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和57(1982)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和58(1983)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和59(1984)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和60(1985)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和61(1986)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和62(1987)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和63(1988)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和64(1989)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和65(1990)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和66(1991)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和67(1992)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和68(1993)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和69(1994)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和70(1995)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和71(1996)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和72(1997)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和73(1998)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和74(1999)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和75(2000)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和76(2001)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和77(2002)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和78(2003)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和79(2004)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和80(2005)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和81(2006)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和82(2007)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和83(2008)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和84(2009)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和85(2010)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和86(2011)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和87(2012)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和88(2013)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和89(2014)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和90(2015)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和91(2016)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和92(2017)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和93(2018)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和94(2019)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和95(2020)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和96(2021)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和97(2022)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和98(2023)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
昭和99(2024)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
平成01(2000)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
平成02(2001)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
平成03(2002)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
平成04(2003)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
平成05(2004)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
平成06(2005)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
平成07(2006)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
平成08(2007)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
平成09(2008)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
平成10(2009)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
平成11(2010)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
平成12(2011)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
平成13(2012)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
平成14(2013)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
平成15(2014)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
平成16(2015)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
平成17(2016)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
平成18(2017)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
平成19(2018)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
平成20(2019)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
平成21(2020)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
平成22(2021)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
平成23(2022)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
平成24(2023)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明
平成25(2024)	伊予・安芸地震	M7.1	不明	不明

(b) 降雨による被害

【表-2】に示すように、呉市は、降雨(豪雨、台風)によって過去何度も大規模な土砂災害を受けている。代表的なものでは、昭和20年の枕崎台風、昭和42年の集中豪雨、平成11年6月の集中豪雨等により甚大な被害を被っている。

発生年	災害名称	発生河川	発生場所	人的被害(人数)	家屋被害(戸数)
昭和20(1945)	枕崎台風	瀬田川	呉市一円(地形学的)	1,154	440
昭和42(1967)	昭和42年集中豪雨	瀬田川	呉市一円	86	291
平成11(1999)	平成11年6月の集中豪雨	瀬田川	呉市一円	8	5
				5	31
				1,760	

11

「S.42年豪雨災害」

「H.11 6.29年豪雨災害」



急傾斜地法(S44)

土砂災害防止法(H13)

死者4人

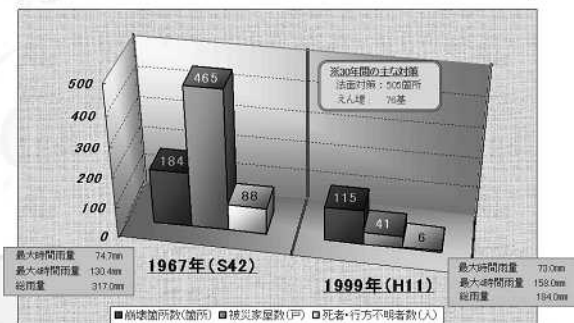
死者1人

12

11

12

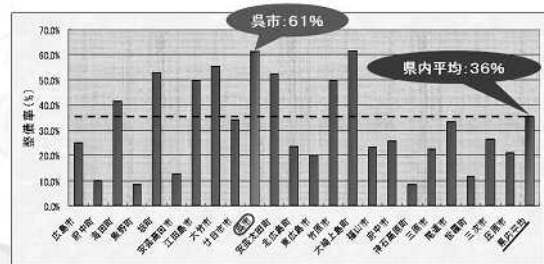
■ (旧)呉市における豪雨災害被害の比較



13

13

■ 「急傾斜地崩壊危険箇所」整備率(H21末)



14

14

3. 「芸予地震」の概要と被害の特徴

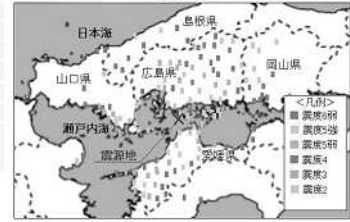
15

■ 芸予地震の概要

●地震の概要及び結元

名称	平成13年(2001年)芸予地震
発生日時	2001年3月24日 19時28分
震源	北緯34° 07.2'、東経132° 42.5'
震源の深さ	01km
地震規模	マグニチュード 6.7
地震形態	スラブ断層
最大加速度	800gal (広島市港中町) [呉市]: 425gal (東西) : 311gal (南北)

●震度分布図



15

16

16

■ 呉市における被害状況

被害区分		被害内容	
人	死者	1人	
	重傷者	12人	
	軽傷者	66人	
建物	住家	全壊	59戸 68世帯 146人
		半壊	261戸 301世帯 675人
		一部損壊	13,063戸 17,278世帯 40,068人
	非住家	全壊	14戸
		半壊	43戸

17

■ 呉市の宅地被害イメージ



17

18

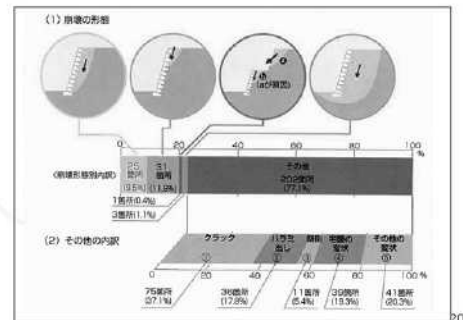
18

■ 民間宅地擁壁の崩壊 (呉市両城2丁目)



19

■ 宅地被害の崩壊形態別箇所数



19

20

20

擁壁崩壊事例(1)



擁壁崩壊事例(2)



擁壁変状事例(クラック)



宅壁変状事例



21

22

22

4. 災害復旧事業申請の背景

■ 事業申請の背景 ～斜面都市としての特徴～

[a] 自然条件

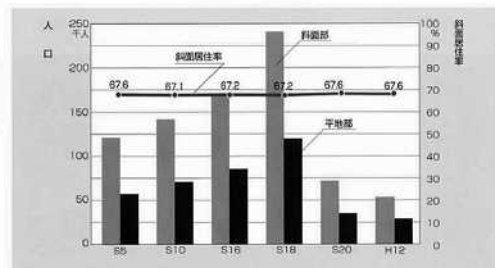
- ① 急傾斜地が多く、平均勾配30°前後の階段状地形を呈するところが多い。
- ② 水を含むと崩壊しやすくなる特性をもつ風化花崗岩(まさ土)が広く分布しており、盛土地形も多い。
- ③ 石積み擁壁が多い。その構造、安定性が不明である。
- ④ 斜面に住宅が密集している。特に、上下方向の密集度が高い。
- ⑤ 雨水排水路が未整備または不十分な所が多い。また流路の屈曲、生活道のための無理な暗渠工が見られる。

[b] 社会条件

- ① 斜面居住率が高い(中央地区(H12):人口の68%)。斜面地への居住には時代背景があり、適切な移転先、財源がない。
- ② 高齢者が多く(中央地区(H13):65歳以上22%; 広島県(H7)15.8%; 全国(H7)14.5%)、後継者が住む予定が無い世帯が多い。斜面地のため、建設費が割高であるため、個人の資金での安全確保に限界がある。
- ③ 住宅、擁壁部の老朽化が進んでいる。平成10年の呉市のデータでは築30年以上が37%を占める。
- ④ 空き家が多く、呉市の平成10年のデータでは14%。このため、住宅だけでなく周辺の石積みや斜面の手入れがなされず、不安定化が目立つ。

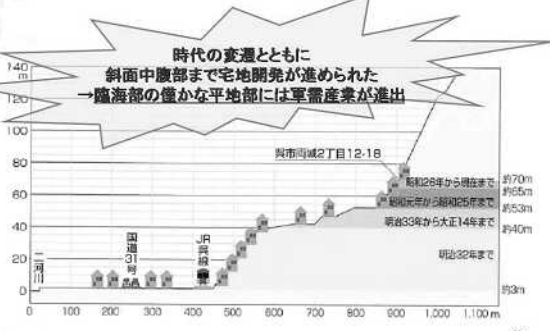
23

■ 中央地区の人口推移と斜面居住率



24

■ 縦断的宅地開発の変遷



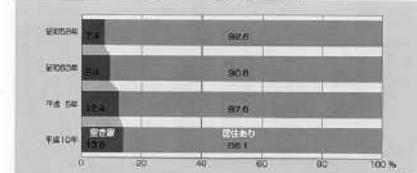
25

■ 年齢区分別人口と空き家率の変化

● 年齢区分別人口(H13.3.31)

年齢(年)	人数	構成割合(%)
65以上	44,549	21.9
15-64	132,157	64.5
0-14	27,167	13.3
総計	203,873	100.0

● 空き家率の変化(呉市全体)



26

■ 建築の時期別住宅

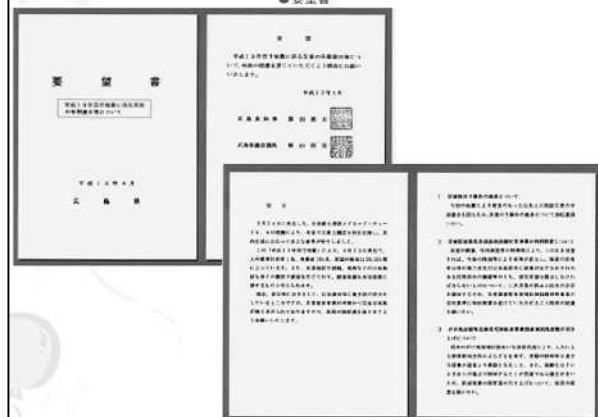
区分	総数	昭和44年以前	昭和46年～49年	昭和50年～54年	昭和55年～59年	平成3年～7年	平成8年～10年3月	不詳
年	昭和49年	71,200	16,870	26,990	22,990	4,080	—	270
	割合(%)	100.0	23.7	37.9	32.3	5.7	0.0	0.4
	昭和63年	73,080	12,210	25,640	23,060	11,030	—	1,110
割合(%)	100.0	16.7	35.1	31.6	15.1	0.0	1.5	
年	平成5年	74,260	10,390	25,950	21,080	13,210	2,520	—
	割合(%)	100.0	14.0	34.9	28.4	17.8	3.4	0.0
	平成10年	74,210	7,590	19,890	16,790	13,090	8,150	4,190
割合(%)	100.0	10.2	26.9	22.6	18.8	10.9	5.6	
棟	木造	27,630	5,920	10,660	5,580	3,100	1,300	570
	割合(%)	100.0	21.4	38.6	20.2	11.2	4.7	2.1
	耐火木造	26,780	1,540	7,360	7,500	5,790	3,090	1,240
割合(%)	100.0	5.1	27.5	28.0	21.4	11.5	4.6	
造	非木造	16,820	20	1,570	6,650	5,100	3,790	320
	割合(%)	100.0	0.1	9.4	33.6	26.7	18.8	1.6

住宅総数調査 01/10年度

27

5. 特例措置の申請理由と事業経緯

● 要望書



30

■ 特例措置申請理由

[a] 狭隘な地形の中に家屋密集地を形成せざるを得なかった都市形態

呉市は、明治23(1890)年に呉鎮守府が設置されて依頼急激に発展し、要塞機能を確保するため、本来地理的に平地が乏しいにもかかわらず臨海部に単層産業が進出してきた。その結果、宅地は背後の傾斜地に発展せざるを得なかった。

[b] 豪雨による二次災害の危険性

呉地区は、急傾斜地法(昭和44年)が立法される契機となった昭和42年の土砂災害のみならず、地形・地質・土地利用形態の状況から幾度となく災害を体験している。今回、避難勧告を行った43箇所(斜面)を放置すれば下段の層層する家屋はもとより、道路等ライフラインにも被害が拡大することが予想され、二次災害に対する不安と恐怖により民生が混乱する恐れがあった。

[c] 迅速かつ確実な対策

このような崖地に対して急傾斜地崩壊防止工事をもって、迅速かつ確実な対策を図り、二次災害の防止と民生の安定を確保する必要があった。

29

■ 特例措置の内容

● 災関特例措置採択基準 (H13.4.24決定)

現行	改正
<p>1 急傾斜地の高さ10m (人家等に隣接し被害が生じたものについては5m) 以上であること</p> <p>2 移動し難い状態と……</p> <p>3 人家およびほふり戸 (公共的施設を含む) 以上、又は公共的施設のうち重要なものに被害等生じ、人家等を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>4 事業費が1,500万円以上</p>	<p>1 急傾斜地の高さ10m (人家等に隣接し被害が生じたものについては5m、人家等に隣接し被害が生じたものについては3m) 以上であること</p> <p>2 (新築) 新築 (築年数にかかわらず)</p> <p>3 特定 (指定)</p> <p>4 町長</p>

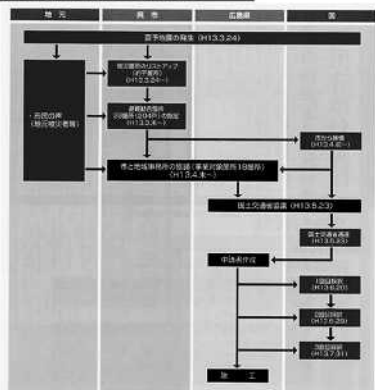
31

● 特例措置の概要



32

■ 事業全体の流れ



33

■ 事業採択箇所 (18箇所・総事業費772,200千円)

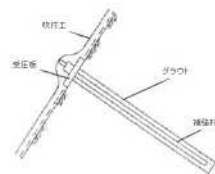


34

6. 主な復旧工法

■ 代表的な復旧工法【①石張り工】

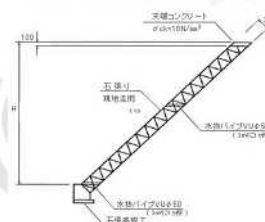
比較的小規模で広範囲な崩壊の箇所においては、鉄筋挿入工を直接地山に設置することにより、斜面の安定を図った。



35

■ 代表的な復旧工法【②鉄筋挿入工】

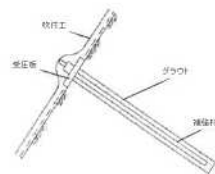
現地で発生した石積みの石を利用し、安定勾配の斜面に被覆するように石を配置して呉の歴史的な美しい街並みに調和させるよう配慮。石材が不足する場合は、化粧型枠を併用。



36

■ 代表的な復旧工法【②鉄筋挿入工】

比較的小規模で広範囲な崩壊の箇所においては、鉄筋挿入工を直接地山に設置することにより、斜面の安定を図った。



37

■ 復旧事例【両城2丁目1地区】

● 標準断面図

■ 工事概要 石張り
■ 事業費 21,800,000円
■ 所在地 呉市両城2丁目1-6

施工中

完成時

38

■ 復旧事例【両城2丁目18地区】

●標準断面図

■ 工事概要 石張り
■ 事業費 62,000,000円
■ 所在地 呉市両城2丁目18-23

施工中

被災直後

完成時

39

■ 施工時の苦勞・工夫

工事箇所は、家屋が密集した狭小な土地が大部分であり、作業ヤードやストックヤードの確保の苦勞や、被災地はバイクも通れない階段や非常に狭い急勾配の道路が多いため、機材の運搬や土砂の搬出など、工法の工夫が必要であった。

人力による搬出状況

近接する民家に対する防塵工

階段に設置した仮砂浜

モルタルによる土砂搬出

簡易シャットによる土砂搬出

40

■ 残されている課題

●平成22年7月13日発生
呉市宮原9丁目のがけ崩れ災害
(人工斜面)

空き地の石垣が高さ約3.8m、幅約11.5mにわたって崩壊。隣接する空き家に土砂が流れ込み倒れて下方の民家に倒れかかった。

近年、管理不在の空き家・空き地が増え、住宅、石積みの手入れがなされず、不安定化が顕著。

通常の早急的な災害の場合、人工斜面であれば、個人負担による個別対応が原則であり、公的な事業対象にならない。

支那の崩壊を警戒し、居住者の搬出に着手...

41

7. 土砂災害防止法に基づく災害対策について

42

■ 災害防止のためには

ハード対策 → **効果明瞭**

しかし・・・

多くの経費と時間必要 + 危険箇所は増加傾向

そこで・・・

ソフト対策 をより積極的に

43

■ 土砂災害防止法とは...

- 土砂災害(土石流、がけ崩れ、地すべり)から住民の生命および身体を守ることが目的

土砂災害防止法が作られる前は・・・

えー 知らなかったわ

ここには、滑り土砂流があったそうなの... End

土砂災害防止法で、区域を指定すると・・・

だから、区域を指定して危険な箇所を知らせているのね!

ここには、滑り土砂流があったそうなの... End

44

■ 土砂災害防止法の概要

基礎調査の実施

↓

土砂災害警戒区域の指定
〈土砂災害のおそれがある区域〉

土砂災害特別警戒区域
〈建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域〉

45

■ 基礎調査(広島県実施)

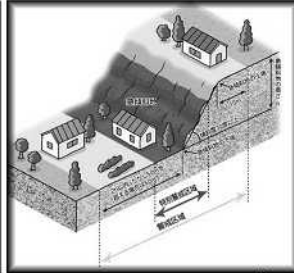
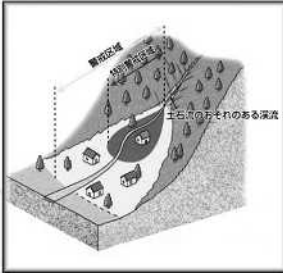
- 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域を設定するために
- 地形や地質・土地利用の調査

46

■ 土砂災害警戒区域と特別警戒区域

※土石流危険渓流

※がけ崩れ危険箇所



47

■ 土砂災害警戒区域では

警戒区域では



警戒区域の注意
土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くなるように警戒区域体制の整備が行われます。【関係機関】



建築物の構造規制
被害を及ぼす建築物は、自衛すると認定される事象に付して建築物の構造が安全であるかどうか判断確認がされます。【建築基準法第42条の4第1項】

特別警戒区域では



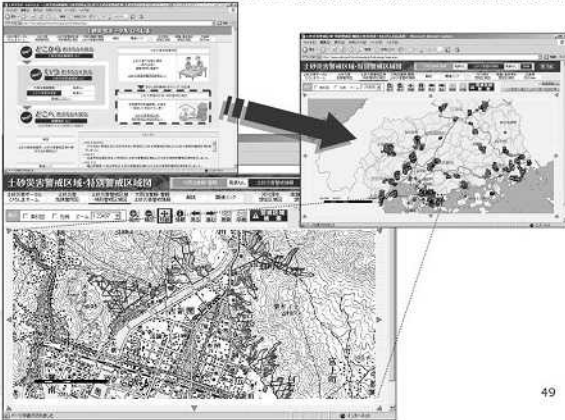
特定の開発行為に対する許可制
特定土砂災害等発生危険箇所等危険の建築のための開発行為は、事前に認ったものに限り許可されます。【関係機関】



建築物の移転
崖い崩壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に付し、移転等の勧告が図られます。【関係機関】

48

●土砂災害(特別警戒区域)の公表(広島県HP)【<http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/agrec.aspx>】



49

49

講義 (パワーポイント資料)

平成22年度
復興対策普及・啓発セミナー

呉市消防局
参事補 正脇 和則

1



2



3



4



5



6

地震の概要

発生日時 平成13年3月24日(土)
15時27分頃
震央地名 安芸灘(北緯34.07度・東経132.42度)
震源の深さ 51キロメートル
規模 マグニチュード 6.7
津波 なし
管内の震度 震度5強 呉市宝町・広 豊田郡川尻町
豊田郡安浦町・豊浜町・豊町
震度5弱 呉市焼山
震度4 呉市郷原
余震の状況 回数 21回(24日から26日)
最大震度 3

7



8



9

各地の震度

震度	各地の計測震度
震度6弱	広島県 河内町・大崎町・熊野町
震度5強	広島県呉市・三原市 山口県岩国市・柳井市
震度5弱	広島県広島市 山口県徳山市・山口市・ 愛媛県松山市

10

呉市内の被害状況

死者	1人
重傷者	12人
軽傷者	66人
全壊家屋	58棟 68世帯 146人
半壊家屋	261棟 301世帯 675人
一部損壊	13,053棟 17,278世帯 40,058人

※ 住家の被害

平成14年3月31日現在

11



12



13



14

呉市地区別り災状況

※被害地区抜粋

地区名	世帯数	全壊世帯	半壊世帯	全・半壊世帯	被害率
南城地区	540	7	7	14	2.6%
愛宕地区	537	8	6	14	2.6%
三津田地区	353	5	8	13	3.7%
片山地区	370	12	6	18	4.9%
江原地区	201	4	3	7	3.5%
内神地区	489	3	4	7	1.4%
的場地区	537	3	7	10	1.9%
豊国地区	2,580	2	11	13	0.5%
小計	5,607	44	52	96	1.7%
その他の地区	82,547	23	241	264	0.3%
合計	88,154	67	293	360	0.4%

15



15

16



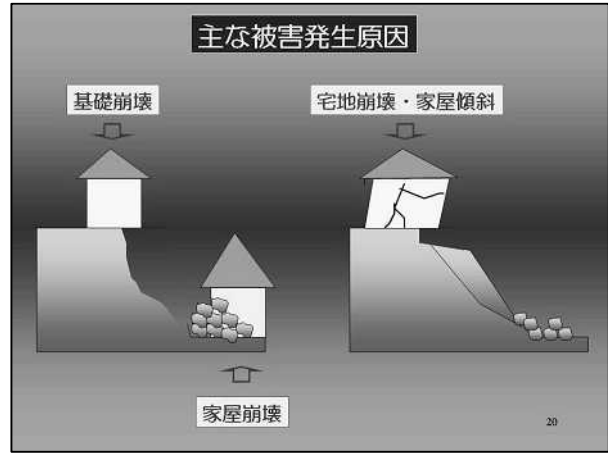
17



18



19



20

地域別建物被害状況

構造	宅地崩壊	家屋崩壊	宅地崩壊 家屋傾斜	基礎崩壊	基礎崩壊	家屋傾斜	屋根崩壊	外壁崩壊	計
両城地区	1	3	2	3	1	3	1		14
菱谷地区		2		1	6	3			12
片山地区			3	3	2	2	1	1	12
三津田地区		2		5	2	5			14
江原地区	2		1		3	2			8
内神地区	1	7	1		2				11
的場地区		2	1		2	4		4	13
菅原屋地区	1	4	1	2	4	1	1		14
小計	5	20	9	14	22	20	3	5	98
その他の地区	4	52	4	42	43	53	22	59	279
合計	9	72	13	56	65	73	25	64	377

21

ライフライン被害状況

電気	呉市	14,743 戸
水道	呉市	約21,000 世帯
	川尻	約3,600 世帯
	豊浜	約1,400 世帯
ガス	豊	約1,170 世帯
	呉市	約490 戸

22



被災場所復興状況

23

- ・ 芸予地震の復興に際しての特例措置
- (1) 呉市芸予地震がけ地近接等危険住宅移転事業補助金
- (2) 芸予地震による被災宅地に対する応急措置
- (3) 呉市被災者住宅再建資金貸付
- (4) 呉市被災者住宅再建利子相当額助成金交付
- (5) 呉市急傾斜地崩壊対策事業(特例)

24

両城A地区被災状況

震災直後 震災1年後

(急傾斜地崩壊特別措置事業対象)

25

両城A地区被災状況

震災直後 震災6ヶ月後

※修復完了

26

両城B地区被災状況

震災直後 震災1年後

撤去部分

(急傾斜地崩壊特別措置事業対象)

27

三津田地区被災状況

震災直後 震災1年後

(急傾斜地崩壊特別措置事業対象)

28

片山地区被災状況

震災直後 震災1年後

(急傾斜地崩壊特別措置事業対象)

29

江原地区被災状況

震災直後 震災1年後

30

神社被災状況

震災直後 震災6ヶ月後

※修復完了

31

寺院被災状況

震災直後 震災1年後

32

25

26

27

28

29

30

31

32

宮原地区被災状況

震災直後



震災1年後



33

33

的場地区被災状況

震災直後



震災1年後



34

34

保育所被災状況

震災直後



震災1年後



(急傾斜地崩壊特別措置事業対象)

35

35

被害家屋移転跡地



36

がけ地近接等危険住宅移転事業

4月24日 呉市は、国から「緊急急傾斜地崩壊対策事業」の特例措置の適用を受け、所有者が負担する民有地のがけの補修費を公費で肩代わりする。

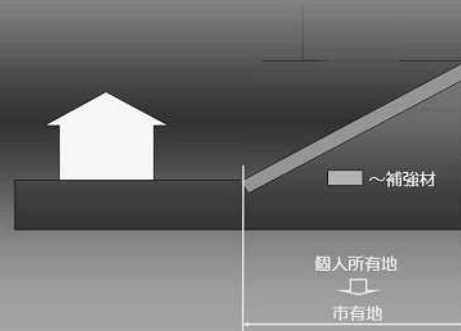
この特例措置の適用条件は

- 1 移転が条件
- 2 住宅の解体費は、原則所有者負担
- 3 事業費が1,500万円以上

37

37

がけ地近接等危険住宅移転事業



38

38

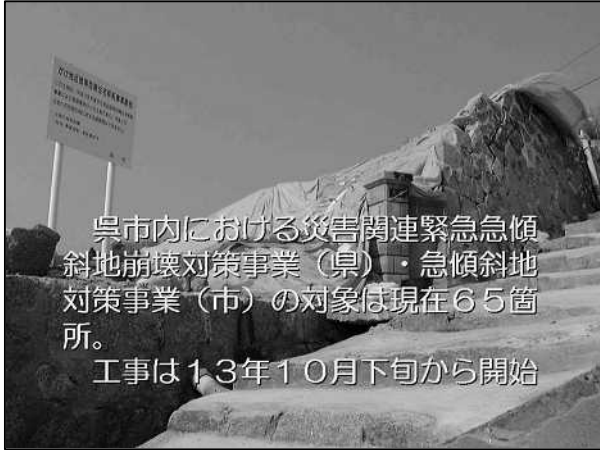


39

狭隘道路地域の工事状況



40



41



42

災害危険区域

区 分	件 数
がけ地（県指定）危険区域	505
がけ地（県指定以外）危険区域	354
河川危険区域	28
海岸危険区域	4
土石流危険渓流	276
ため池危険区域	44
林地崩壊危険区域	184
合 計	1,395

平成12年3月31日現在

43

災害危険区域内の被災状況

今回の地震による全壊棟数57棟のうち、災害危険区域内の全壊棟数は10月1日現在、35棟である。

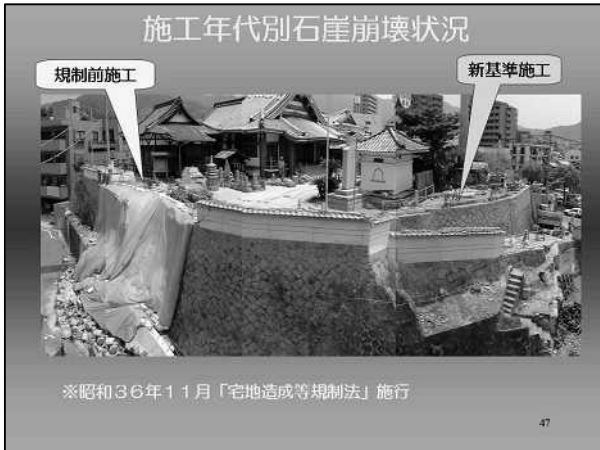
44



45



46



47



48

地方自治体の 復旧・復興業務の基礎知識

関西大学社会安全学部
越山健治

1

地域防災計画への記載の考え方

2

防災基本計画 震災対策編

- ・ 第3章 災害復旧・復興
 - 第一節 地域の復旧・復興の基本方向の決定
 - 第二節 迅速な原状復旧の進め方
 - 第三節 計画的復興の進め方
 - ・ 1 復興計画の作成
 - ・ 2 防災まちづくり
 - 第四節 被災者等の生活再建等の支援
 - 第五節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

3

防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項 災害復旧・復興に関する事項

1. 災害復旧・復興の実施の基本方針に関する事項
復旧・復興事業
2. 災害復旧・復興に必要な金融その他の資金計画に関する事項
資金需要の把握、調達、融通
3. 借地借家制度の特例の適用に関する事項
罹災都市借地借家臨時特別措置法
4. 被災中小企業の振興その他経済復興の支援に関する計画
中小事業の再建に必要な資金の融通、計画
5. 被災者の生活確保、生活再建等への支援に関する事項
災害弔慰金、災害障害見舞金、職業斡旋、租税の徴収猶予や減免措置、災害援護資金、世帯更正資金、住宅資金の貸し付け、災害復旧用資機材の確保、生活必需品や住宅等の供給に関する計画

4

災害の復旧・復興とは

- ・ 復旧 → 原状回復
 - 各省庁の業務計画に位置づけられ、法的財源も担保されているものがほとんど
 - ・ 縦割り、国庫補助の割り増し、
 - ・ ただし自治体の財産となるものなどは除外（仮設の用地費など）
- ・ 復興 → 新しい地域社会の構築
 - 国家的制度としては十分な財源担保がない
 - ・ 政治的問題としての解決、従来法の特別運用措置による実施

5

災害時の仕事

6

災害対応視点の移り変わり

被災者対応から被災地対応へ

7

応急対策・復旧の段階では

- ・ 支援する人(もの)の被害を認定し、支援する

被災した個人や個々を対象とした策

8

災害復興の段階で

- 多種多様な取り組みが必要になる

個々人の再建過程はさまざま
被害小でも復旧・復興過程で
の人もいれば
被害大でも復旧・復興過程で
大きく+の人もある

地域をモニタリング

効果的なターゲットを狙いながら
さらに地域全体への対応

地域を対象とした策へ

9

この復興時に問題となること

- 原則として元に戻す以上のことに対する必要性が認められない(特に財政措置として)
 - 土木施設にしても、元の新しいものにもどすまで
- 被災者の対応において、通常の法体系に照らし合わせているだけでは対応しきれない
 - 災害救助法の特例措置、通常法の特例措置
 - あとで国費で見てもらえるかどうかはわからない(はそう簡単に財源根拠のない(法的根拠の))
- 時代、場所、被災状況によって対応する内容・要件が変化する
 - 過去の事例だけでは対応しきれない(過去の事例に照らし合わせる)
 - ・ 躊躇は、すでに制度化されている

財源

総合性

不確定性

10

近年の復興対策の状況

11

対応する自治体を取り巻く環境

- 地方分権の流れに沿い、地域独自の対策の実施が最となる傾向
 - 鳥取県西部地震以降の自治体独自の住宅再建支援策の実施など
- 社会構造が変化した結果、被災者の自力再建・復興の力が減退しつつあり、公が復旧・復興まで長期間にわたり支援することが求められるようになってきた
 - 兵庫県 阪神・淡路大震災復興本部は10年間継続
- 基本計画や総合計画といった自治体の中心計画においても住民参画が求められるようになってきた
 - 復興計画における住民参画の動き

12

近年の復興計画

- 総合計画型の復興計画が増えてきた
 - 戦後ごろの「物理的復興」だけに限らない様々なプロジェクトが盛り込まれてきた
 - 「生活再建」「防災まちづくり」「地域振興」「産業再興」
- 被害が小さくても復興計画を策定する傾向
 - 新潟県中越地震時には10市町村で作成(阪神・淡路では13市町)

(牧・太田・林:どれだけの規模の災害に見舞われたら復興計画が策定されるのか?) (地域安全学会論文集No.9,2007.11)

復興計画を作る、作らないは
首長の判断によるところが大きい

13

復興の内容の変化

- 壊れたものを直す(物理的復興)
- 人々の生活を再建する(生活復興)
- 地域社会を再建する(地域復興)

↓

復旧的概念
(量的課題)

↓

復興へ
(質的課題)

14

復興計画・体制の要点

15

復興対策をする上での前提

- 被害が実際に出て、また社会状況を見ないと、どのような点が課題となるかはわからない
 - なので、事前に綿密な計画は立てられない
 - 一方、シミュレーションによるシナリオは作れる
- 何も手を打たずにいると「復興」という時期自体が存在しなくなる
 - 被災者および被災地が長期的支援を求めるか否かを見極める → 政治的な判断も
- 「復興」という対策を開始するためには、長期的・総合的な取り組みが必要になる
 - 本腰を入れた体制づくりが必要

16

兵庫県 地域防災計画

第4編 災害復旧計画 第5編 災害復興計画

第4編 災害復旧計画

- 第1節 災害復旧事業の実施
 - ・ 事業の種類・内容、激甚指定、金融及び資金、被災者再建支援金
- 第2節 住宅の復旧
- 第3節 災害義援金の募集等

第5編 災害復興計画

- 第1節 組織の設置
 - ・ 復興本部の設置、組織・運営を定めている
- 第2節 復興計画の策定
 - ・ 計画策定の方法・手順、留意点
 - ・ おおよその内容

17

新潟県 地域防災計画

第4章 災害復旧・復興

- ・ 第1節 民政安定化対策
 - 相談所・窓口の設置、公的対策の一覧
- ・ 第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画
 - 公的支給・貸付資金の一覧
- ・ 第3節 公共施設等災害復旧対策
 - 公共復旧事業の一覧、激甚指定、災害査定手続き、
- ・ 第4節 災害復興対策
 - 計画から事業への手順、組織、まちづくり

18

復興に準備しておくべき事項

- ・ 被災者生活再建支援法の対応
 - 罹災証明(基本的に市町村業務)発行から、支援金の支払いまでの一連の業務手続きの規定
- ・ 復興体制構築
 - 復興計画策定方法の規定・内容の検討
 - 復興本部体制の定義(災害対策本部から災害復興本部への移行)
- ・ 財源措置の工夫
 - 復興基金の設立と運用方法
- ・ 被災地で活動する組織支援の促進
 - 被災地のエンパワーメントを中長期的に行う中間支援組織の存在への支援
- ・ 被災地をモニタリングするしくみ
 - 地域支援をするために地域全体の課題を長期的に見続ける必要がある
 - 復興施策の有効性や効果をチェックするしくみが必要

19

復興を実行していくために

1. 方針決定
2. 計画的な復興の推進
 - 復興計画策定し地域の復興をデザイン
 - 長期的な被災者支援を続ける
 - まちづくり・都市計画事業……
3. 収束時期を設定する

↓

組織規模にもよるが、統括的なヘッドクォーターが必要

復興総括本部、災害復興本部、震災支援課、生活再建支援部……

20

阪神・淡路時の兵庫県体制

【図2-2】 県の災害対応のための組織の変遷

災害対策本部 (本部長:知事) | 災害復旧対策本部 (本部長:副知事) | 兵庫県南部地震復興本部 (本部長:知事) | 阪神・淡路大震災復興本部 (本部長:知事)

兵庫県南部地震災害対策総合本部 (本部長:知事) | 緊急対策本部 (本部長:副知事) | 災害対策本部 (本部長:知事)

HT.1.17 | HT.1.18 | HT.1.30 | HT.3.15

(兵庫県震災10年検証資料:復興体制より)

21

阪神・淡路時の兵庫県体制

- ・ 財団法人形式の団体設立
 - (財)阪神・淡路大震災復興基金
 - (財)阪神・淡路産業復興推進機構
 - (財)阪神・淡路大震災記念協会

なぜ財団か？

複数年にわたり継続的に事業を推進するしくみが必要であったことから

22

復興を実行するために

- ・ 復興計画策定
 - 組織体制:総計・基本計画と共通(学識+役所)
 - ・ 近年住民参画の形をとるようになってきた
 - 内容
 - ・ 復興計画の存在意義:非常時の枠組みをいかに引き出すか
 - ・ 内向性:住民および役所全体の士気を高める、一体感を見せる、目標に向かう
 - ・ 外向性:外部から被災地支援を促す、国からの財源措置を引き出す

23

地域を支援するために

- ・ 被災社会をモニタリングし常にチェックする

【図2-4】 被災者復興支援協議会

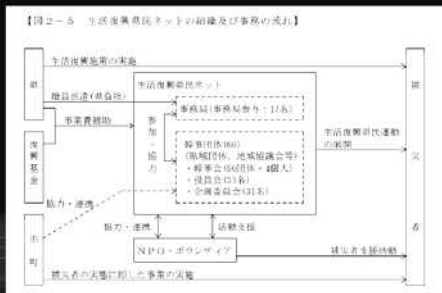
被災者復興支援協議会

- ・ 被災者生活再建支援法に基づく第三者機関
- ・ (役割・機能)
 - ・ 被災者の生活実態の把握(調査・把握)の機能 (Info. Reach)
 - ・ 行政施策の検証
 - ・ 生活困難や自立に向けての相談、助言等 (Advice)
 - ・ 「復興から防災」による防災啓発

(兵庫県震災10年検証資料:復興体制より)³⁾

24

地域を支援するために



(兵庫県震災10年検証資料:復興体制より)²⁵

25

復興施策を実施するために

公的基金・ファンドの設立

- 復興基金が評価される理由
 - ・ 公費としての制約を回避し、刻々と移り変わり、予想外の方向に発展する財政ニーズに対応するための制度的工夫
- 復興基金設立のためには
 - ・ 地方債の許可、金融機関との調整、交付税措置などなど・・・
 - ・ 手続きが非常に多岐にわたる

自治体状況によって基金設立スキームはさまざま
(地方自治法との絡み、地方交付税、特別立法・・・)

事前にある程度考えておくことの有効性・必要性²⁶

26

個から地域を支援するために

中間支援組織の存在を評価し、協力の準備

中越復興市民会議が好例

- 被災地の復興は、公的セクターのみでは達成できない
- ・ 被災地で中間支援組織(注)が橋渡し役になるが、財政的基盤が弱く、先細りになることが多々

協力を行う枠組みを持つことで、被災者支援を有効化

注)行政と地域の間にとって様々な活動を支援する組織のこと。²⁷

27

事前復興計画へ

- ・ 被災者にとって先の見える計画をつくることの重要性
- ・ 被害を超えて新たな地域を創造する可能性
- ・ 被災した後は、発展的改善への意欲は高いが、精神的・時間的余裕がない

住民内でのまちづくり、地域づくりの活動の延長として
いろいろと議論しておくことが最重要²⁸

28

復旧・復興に書き込む内容

復旧

- 公的に実行可能な事業内容の列挙とその実行のための手順

復興

- 被災地をモニタリングし、状況に応じて計画を策定し、効果的な対策を実行できる体制整備

29

復興をより実行可能にするために

- ・ 被害からの回復には時間がかかる
- ・ 時間によるロスは、新たに有みだされる価値で取り戻すしかない

- ・ 被害がもたらす影響、その先目指す方向、全体被害における位置づけ、社会環境、...

地域がそれぞれ自分たちで考えるものをまず持ち、
災害という契機にどうするかを考える³⁰

30

復興計画の原型

- ・ 復興計画の原型は「基本計画」にある
- ・ 10年という期間で見据えた時に、どのような地域にするか、まちにするか、を見定めるためのもの
 - 政治的要素が入ると困難(首長任期との関係)
 - 常に変化を感じながら舵を取り直す融通性が必要
- ・ まずはしっかりとした「基本計画」がなければならない
 - 申し合わせの基本計画、作成のための計画ではなく、本来あるべき「基本計画」の存在

31

シナリオ型復興のために

- ・ 自らの地域の被害想定を用いる
 - 地域としての質的变化を考える必要がないと判断されるのであれば、ある意味不要(復旧までであれば通常体制で対応という選択肢)
 - ・ 首都直下地震、東南海・南海地震・・・などはおそらく地域の質的転換を迫られる災害規模となる
- ・ まず対応できる準備枠組みを決定する
 - 復興に関しては準備があまりにも不足している
 - 枠組みはある意味、どんな被害状況でも対応可能な体制であることが最大目標
 - ・ 実際の被災がどうなるかはわからないため

32

シナリオ型復興計画の意義

- ・ 被害想定をした上で、復興をシミュレーション
 - どんな復興体制がとられ
 - どんな復興計画を描き、それに伴いどの機関との調整が発生するのか
 - 復興支援を継続するためのしきみにどれほど手間がかかるのか
 - 災害時に準備しておく方法や手段の確認



いざ復興時に最大限引き出せるように事前検討しておくことの重要性
実際に起きたときにプッシュできるように、実現が未だされていないものも含めて
(政策の窓が開くときに投げられる弾を準備する)

33

危機管理の方向性

- ・ 地域の脆弱性(vulnerability)から不確実性(uncertainly)へと
- ・ 不確実な危機に対応できるような能力が必要である
- ・ 災害後の社会ほど不確実なものはない
 - 不確実性を制約するために応急対応をし、復旧・復興を管理しておく必要がある

34

34

□ 実習用ワークシート

■ ワークシートの作業手順

- ①復興課題を理解する。
- ②復興課題に対応する復興施策を記入する。
* 「テキスト」(pp. 68～69の表)と「復興対策マニュアル【施策編】」の目次・「時系列・部署別・施策別対応表」が対応・参照。
- ③復興施策に対応する所管部署を記入する。
* ご所属の「地域防災計画」・「組織図」を参照。
- ④実習・セミナー等に関わるご質問・ご意見は作業後に議論する。

No.	復興担当者に入ってきた情報（復興課題）	復興施策	担当部署
例	広範囲に被害が発生しているようだが、被害の全体像を教えてください。	1-1-1-1 応急対応のための被害調査	総務部、防災課、建設部、警察本部、消防本部
1	自宅が激しい被害を受けたが、住宅内に入ってもよいのか？	1-1-1-2 二次的被害の拡大防止に関する調査	建設部
2	ガレキの処理はどうしたらよいのか？	1-1-2-2 被災家屋の解体とがれき処理	建設部、環境部
3	今回の復興施策（生活再建支援等の情報）を教えてください。	1-2-3-2 相談・各種申請の受付	総務部、防災課、県民部
4	半壊した自宅を修理したいが、行政支援策はあるか？	2-1-1-1 被災住宅の応急修理対策	建設部
5	自宅が全壊してしまった。再建までの間、仮住まいを提供して欲しい。	2-1-1-3 一時提供住宅の供給	建設部
6	借りていた住宅が全壊した。生活が苦しいので公営住宅に入りたい。	2-1-2-2 公営住宅の供給	建設部
7	被災マンションの再建方法について、専門的なことを教えてください。	2-1-2-5 被災マンションの再建支援	建設部
8	勤めていた会社が倒産した。求人情報が少なくて困っている。	2-1-3-3 離職者の生活・再就職支援	商工観光部

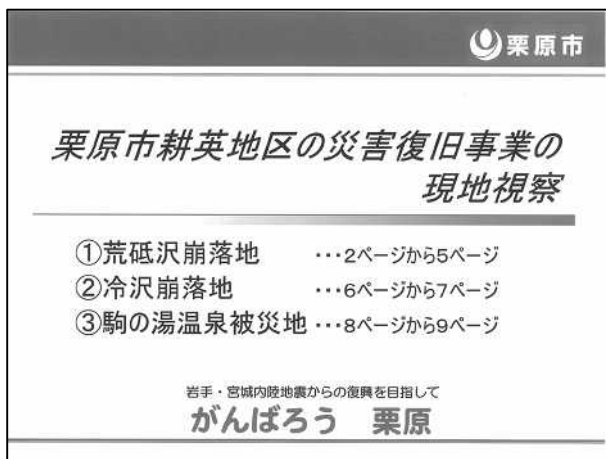
No.	復興担当者に入ってきた情報（復興課題）	復興施策	担当部署
9	生活再建支援金をもらいたいが、どうしたらよいか？	2-1-4-1 給付金等	総務部、防災課
10	子供が通っている小学校はいつ再開するのか？	2-1-5-5 学校の再開	教育委員会
11	父がデザイナーを受けられずに困っている。どこかで提供して欲しい。	2-1-5-8 福祉対策	保健福祉部
12	両親を失った甥がショックで話せなくなった。どうしたらよいか？	2-1-5-4 メンタルヘルスケアの充実	保健福祉部、教育委員会
13	大事な道路が土砂崩れで通れない。早く復旧して欲しい。	2-2-1-1 災害復旧	建設部
14	密集市街地が延焼被害を受けた。地域で基盤整備の方法を考えたい。	2-2-2-2 基盤未整備地域の整備	建設部
15	村が土石流で埋まってしまった。この際、平地に移転したい。	2-2-2-4 宅地・公共施設の移転・高上げ	建設部
16	水道の復旧が遅く不便で困っている。いつ復旧するのか？	2-2-3-4 ライフライン施設の復興	水道部、建設部
17	被災した工場設備を新設したい。設備投資のための融資をお願いしたい。	2-3-1-2 各種融資制度の周知・経営相談	商工観光部、地域振興部
18	農地や農業施設に被害を受けた。この復旧に補助はあるのか？	2-3-3-2 農林漁業基盤等の再建	農林水産部、地域振興部
19	擁壁が崩れて崖下の家を壊してしまった。どうしたらよいか？	2-2-1-1 災害復旧（急傾斜地崩壊対策事業の特例措置）	建設部
20	自宅が崖近くで危ない。解体したいのだが何か支援してくれるのか？	2-2-2-4 宅地・公共施設の移転・高上げ（がけ地近接等危険住宅移転事業の特例措置）	建設部

(3) 宮城会場

【掲載資料】

- ・ 視察前の説明（パワーポイント資料）
- ・ 講義（パワーポイント資料）
- ・ 講義（パワーポイント資料）（1）東京会場に掲載
- ・ 実習前の講義（パワーポイント資料）
- ・ 実習用ワークシート

視察前の説明（パワーポイント資料）



1



2



3



4



5



6

平成20年岩手・宮城内陸地震への対応と復興に向けて

岩手・宮城内陸地震からの復興を目指して
がんばろう 栗原

②冷沢崩落地

■ 復旧状況: 市道馬場駒の湯線



栗原市

7

平成20年岩手・宮城内陸地震への対応と復興に向けて

岩手・宮城内陸地震からの復興を目指して
がんばろう 栗原

③駒の湯温泉被災地

■ 被害状況: 土石流



栗原市

8

平成20年岩手・宮城内陸地震への対応と復興に向けて

岩手・宮城内陸地震からの復興を目指して
がんばろう 栗原

③駒の湯温泉被災地

■ 復旧状況: 土石流



栗原市

9

栗原市

平成20年岩手・宮城内陸地震の復興計画策定過程

宮城県 栗原市

岩手・宮城内陸地震からの復興を目指して
がんばろう 栗原

1

栗原市

1. 栗原市とは・・・①

【栗原市までの所要時間】
東京～新幹線: 2時間30分
仙台～新幹線: 25分
高速道使用: 60分

- 平成17年4月1日 栗原郡10町村が合併して誕生
- 面積: 約805km²(東京23区より大い、宮城県内で最大)
- 人口: 約77,000人(東京都の約0.6%)

2

栗原市

1. 栗原市とは・・・②

■ 人口の推移
年平均伸び率▲1.1%

■ 高齢化率
全国や宮城県と比較し高い水準で推移

■ 産業別就業者
第1次産業従事者の割合が高い

3

栗原市

2. 被災前の主な防災施策

- 平成19年3月「栗原市総合計画・防災計画」を策定
「市民が創るくらしたい栗原」を目指し、安全・安心なまちづくりを推進
- 防災センターの建設
完成年月日: 平成19年4月20日
庁舎延床面積: 3,802.6㎡ 総工費: 約18億1千万円
- 危機管理監の配置
平成17年10月から宮城県警察本部より現役警察官を配置
- 自主防災組織の設立を推進(自助・共助・公助)
255行政区のうち、252の組織(98.8%)が設置(平成22年7月1日現在)
- 総合防災訓練の実施
従来より大規模な訓練を10月19日に予定、その準備の最中に被災
- 地域間の災害時相互応援協定の締結
姉妹都市の東京都あきる野市、県内全布町、宮城・岩手の県境を越えた近隣地域との協定
- 災害時支援協定の締結
平成19年2月から随時、震災前までに19団体と締結(イオン、東北電力、JA栗原 など)
- GIS(統合型地理情報システム)の導入

4

栗原市

3. 平成20年岩手・宮城内陸地震発生

■ 地震の概要
発生時刻: 平成20年6月14日(土)午前8時43分45秒
震源地: 岩手県内陸南部
震源の深さ: 約8キロメートル
地震の規模: マグニチュード7.2
各地の震度: 震度6強 宮城県栗原市(一迫地区)、岩手県奥州市
震度6弱 宮城県大崎市
北海道から関東・中部地方にかけて震度5強から1を観測
余震回数: 609回(6月14日午前8時から10月20日までの間、本震(3回)、余震(576回))
※最大余震: 平成20年6月14日(土)午前9時20分ごろ マグニチュード5.7 震度4 (大崎市鳴子 震度5弱)

■ 地震の特徴

- ① 地震地震である
⇒ 山の崩壊、大規模な地滑り、土石流、河道閉塞による7つの天然ダム(通称: 土砂ダム)
- ② 土砂ダムとの戦い
⇒ 地震発生から最大で200万トンから300万トンの水量、現在も110万トンの水量であると言われている
- ③ 山間部の集落孤立、道路の寸断による状況把握の困難
⇒ 通信手段の確保が必要だった(衛星携帯、防災行政無線、個別受信機)

5

栗原市

4. 市全体の被害状況 (H21. 7月末現在)

■ 死者: 13人、行方不明者: 6人

■ 避難者の状況

避難者世帯数	120世帯
避難者数	300人

■ 公共施設 (単位: 百円)

公共土木	道路、公営住宅等	16,852
農林業施設	農林、畜産施設等	3,606
文教施設	幼稚園、小中学校等	677
その他の施設	観光、病院、上下水道等	6,580
合計		27,915

■ 民間施設 (単位: 百円)

農林業施設	田、畑、畜舎、建物等	704
企業	事務所、工場等	1,333
ホテル、旅館	建物、設備	1,151
その他の施設	観光、病院、上下水道等	355
合計		3,543

被害額: 314億5千8百万円

6

栗原市

5. 市内各地区の被害状況

■ 花山湯浜地区

7

栗原市

5. 市内各地区の被害状況

■ 花山湯ノ倉地区

8



9



10



11



12



13



14



15



16

平成29年若十一年宮城沖地震からの復旧・復興
 各市・宮城の被災地からの復興を応援して
5.市内各地区の被害状況 **がんばろう 栗原**

■ 栗駒荒砥沢地区



14.8m

17

平成29年若十一年宮城沖地震からの復旧・復興
 各市・宮城の被災地からの復興を応援して
5.市内各地区の被害状況 **がんばろう 栗原**

■ 公共施設の被害(ハイルザーム栗駒)



18

平成29年若十一年宮城沖地震からの復旧・復興
 各市・宮城の被災地からの復興を応援して
6.緊急対応の状況 **がんばろう 栗原**

■ 午前08時43分 地震発生
 (栗原市防災計画により震度6弱以上の地震が発生した場合全職員が登庁)

■ 午前09時00分 市長市役所到着

■ 午前09時45分 第1回栗原市災害対策本部会議

■ 午前10時37分 隣接の登米市消防本部に救急隊の出動要請

6 / 14のヘリ飛行機数	ヘリによる救助者数
● 自衛隊 24機	● 6 / 14 183名
● 防災ヘリ 8機	● 6 / 15 129名
● 警察ヘリ 7機	● 6 / 16 35名
● 海上保安庁 7機	合計 347名

19

平成29年若十一年宮城沖地震からの復旧・復興
 各市・宮城の被災地からの復興を応援して
6.緊急対応の状況 **がんばろう 栗原**

■ 栗原市災害対策本部設置(第4回本部会議 午後3時)



20

平成29年若十一年宮城沖地震からの復旧・復興
 各市・宮城の被災地からの復興を応援して
6.緊急対応の状況 **がんばろう 栗原**

■ 被災建築物応急危険度判定【6月15日～22日】
 11団体 470名の判定士により2,974棟を判定
 被災宅地危険度判定(6月18日～20日)
 8団体 57名で83件を判定



21

平成29年若十一年宮城沖地震からの復旧・復興
 各市・宮城の被災地からの復興を応援して
6.緊急対応の状況 **がんばろう 栗原**

■ 緊急点検調査(緊急災害対策派遣隊 テックフォース)
 【6月15日～20日】土砂災害等危険箇所 513箇所
 道路施設点検 299箇所 計 812箇所 (6日間)



22

平成29年若十一年宮城沖地震からの復旧・復興
 各市・宮城の被災地からの復興を応援して
6.緊急対応の状況 **がんばろう 栗原**

■ り災証明書調査・発行業務

・申し出により、住家の被害調査を行い、その結果により証明書を発行

1) 建物の被害区分

全壊	・建物の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延べ面積に占める割合が70%以上 ・建物の主要な構成要素の経済的被害の住家に占める割合が50%以上
大規模半壊	・割合が50%以上70%未満 ・割合が40%以上50%未満
半壊	・割合が20%以上50%未満 ・割合が20%以上40%未満
一部損壊	・割合が20%未満 ・割合が20%未満

※ 床面積割合での被害証明のため、実被害面積とは異なることから、苦情が起りやすい。

23

平成29年若十一年宮城沖地震からの復旧・復興
 各市・宮城の被災地からの復興を応援して
7.避難所の状況 (ピーク時9箇所 308名) **がんばろう 栗原**

■ 避難所の開設(花山石楠花センター)



24

平成20年若井・宮城・陸奥地方からの復旧と復興
 若井・宮城の被災者からの復興を日惹して
がんばろう 栗原

7.避難所の状況

■避難所の開設(栗駒みちのく伝創館)

栗原市

25

平成20年若井・宮城・陸奥地方からの復旧と復興
 若井・宮城の被災者からの復興を日惹して
がんばろう 栗原

8.復旧に向けた作業の状況

■現地事務所の設置

- 国土交通省 東北地方整備局
 現地災害対策本部(6月20日 市役所へ設置)
 花山地区現地連絡所(7月18日 花山総合支所へ設置)
- 林野庁 東北森林管理局
 宮城山地災害復旧対策室(8月25日 一迫総合支所へ設置)
- 東北農政局
 荒砥沢ダム直轄災害復旧事務所
 (1月16日 志波姫総合支所へ設置)
- 国立花山青少年自然の家
 事務所(2月25日 花山総合支所へ設置)

栗原市

26

平成20年若井・宮城・陸奥地方からの復旧と復興
 若井・宮城の被災者からの復興を日惹して
がんばろう 栗原

9.被災者への支援

■組織体制

7月14日「栗原市震災復興対策本部」及び「栗原市震災復興対策室」設置

設置理由

- 本格的な震災復興に向けた取組み強化
- 庁内の横断的な機動的体制の確保

分掌事務 復興計画の策定及び総合調整に関すること

「栗原市震災復興対策本部」

本部長 : 副市長
 副本部長 : 収入役、企画部長
 本部員 : 各部(局)長外12名

「栗原市震災復興対策室」

室長 : 企画部長
 構成員 : 関係部(局)次長外14名
 事務局 : 事務局長外3名
 (企画課内に設置)

栗原市

27

平成20年若井・宮城・陸奥地方からの復旧と復興
 若井・宮城の被災者からの復興を日惹して
がんばろう 栗原

9.被災者への支援

■被災者の相談

◆課題・問題点

- 被災者は、内容ごとに所管課へ相談
- 被災者の相談情報は、それぞれの所管課毎に把握

栗原市

28

平成20年若井・宮城・陸奥地方からの復旧と復興
 若井・宮城の被災者からの復興を日惹して
がんばろう 栗原

9.被災者への支援

■被災者情報の集約

◆被災者・被災事業者支援制度に関する調査の実施

- 制度化されている支援の洗い出し
 (被災者生活再建支援金、市税・水道料等の減免・猶予等)
- 相談等からの支援内容の洗い出し
 (宅地等災害復旧助成・農地自力復旧費用の助成等)

◆被災者支援に係る調査表

調査項目	調査結果
1. 被災者生活再建支援金	
2. 市税・水道料等の減免・猶予	
3. 農地自力復旧費用の助成	
4. その他	

栗原市

29

平成20年若井・宮城・陸奥地方からの復旧と復興
 若井・宮城の被災者からの復興を日惹して
がんばろう 栗原

9.被災者への支援

■被災者支援の課題

- ①対象者の把握
 - ◆被災者生活再建支援制度及び、制度化されているもの(減免等)
 ・り災証明書の程度(半壊以上)
 - ◆被災者支援
 ・個々の被災状況の把握が困難 ⇒ り災証明書の程度による支援

り災証明書の程度に対する不満 ⇒ 再調査の実施

- ②私的財産への公的資金充当問題
 - ◆個人の財産は個人の責任のもとに維持することが原則
 - ◆個人補償的な支援は、義援金で対応
- ③長期的な支援
 - ◆避難指示解除後等、長期的視野の支援が必要

栗原市

30

平成20年若井・宮城・陸奥地方からの復旧と復興
 若井・宮城の被災者からの復興を日惹して
がんばろう 栗原

9.被災者への支援

■支援策の実施

発災から80日目

76項目の被災者支援策を策定

「被災者支援のお知らせ」
 9月1日 市内全世帯(約24,500世帯)に配布

1 市税等減免・猶予	24項目
2 見舞金等の支給	4項目
3 各種助成事業	25項目
4 各種貸付・利子補給	12項目
5 その他	11項目

栗原市

31

平成20年若井・宮城・陸奥地方からの復旧と復興
 若井・宮城の被災者からの復興を日惹して
がんばろう 栗原

9.被災者への支援

■支援策の内容

- 1) 経済・生活面の支援
 被災者生活再建支援金、各種貸付金、子どもの養育支援、保育料等の減免、水道料金等の減免 など
- 2) 住まいの確保・再建のための支援
 宅地等災害復旧助成、災害復興住宅融資利子補償 など
- 3) 農林漁業者、中小企業等への支援
 園芸作物、種子助成、畜産施設復旧助成、農地自力復旧助成、内水面漁業施設復旧助成 など
- 4) その他
 指定文化財の復旧助成

栗原市

32

平成20年岩手・宮城内陸地震からの復旧・復興
 岩手・宮城の被災者からの復興を応援して
がんばろう 栗原

9.被災者への支援

■被災者支援受付業務

- 8月7日 被災者支援申請・受け付け検討ワーキング設置
 - 各部、総合支所推薦 補佐・係長級 22名
- 設置理由
 - 被災者⇒高齢者世帯が多い⇒申請の負担軽減
 - 被災者情報の一元化
- 検討結果
 - ワンストップサービスの受付窓口の設置(全総合支所)
 - 「個別相談」集申相談・申請受付方式を実施
 - 申請書様式の統一及び、被災者支援システムの開発

33

平成20年岩手・宮城内陸地震からの復旧・復興
 岩手・宮城の被災者からの復興を応援して
がんばろう 栗原

9.被災者への支援

■相談・申請・受付窓口設置

34

平成20年岩手・宮城内陸地震からの復旧・復興
 岩手・宮城の被災者からの復興を応援して
がんばろう 栗原

9.被災者への支援

■申請書の統一

- 被災者相談記録票の作成
 - 被災者情報の一元管理
 - 申請の簡素化 (税情報・要保護者情報等)
 - 申請漏れの解消
- 被災者支援システム
 - 被災者情報のデータ化
 - 申請・決定状況の確認

画面中申請情報のチェック表

35

平成20年岩手・宮城内陸地震からの復旧・復興
 岩手・宮城の被災者からの復興を応援して
がんばろう 栗原

9.被災者への支援

■義援金

- ◆全国の皆さまから心のもったご支援
 - 宮城県 11億1千8百万円(12億1千5百万円)
 - 栗原市 2億7千7百万円
 - 合計 13億9千5百万円
- ◆市義援金の配分(市社会福祉協議会)
 - 平成20年7月21日 栗原市災害義援金配分委員会設置
 - 配分対象、配分基準、配分時期、配分方法について審議
- ◆宮城県義援金の配分(県も配分委員会を設置)
 - 人的被害と住家被害について配分決定
 - 市枠配分として、参考メニューを提示

36

平成20年岩手・宮城内陸地震からの復旧・復興
 岩手・宮城の被災者からの復興を応援して
がんばろう 栗原

9.被災者への支援

■義援金の配分内容

- ◆宮城県及び、栗原市災害義援金
 - 人的被害と住家被害について配分決定
 - 被災者見舞金
 - 死者行方不明者見舞金
 - 重傷者見舞金
 - 住家被害見舞金(全壊・大規模半壊・半壊)
- ◆市枠配分のメニュー決定(20のメニュー)
 - 一部破壊世帯見舞金
 - 宅地被害見舞金
 - 宅地背後地被害見舞金
 - 長期避難世帯見舞金
 - 高齢者非課税世帯見舞金
 - 難業者見舞金
 - 被災自動車見舞金
 - 観光宿泊施設等休業見舞金
 - 小規模事業者被災見舞金
 - 観光宿泊施設納入業者見舞金
 - 観光宿泊施設納入業者見舞金
 - 風評被害対策支援金
 - 集落共用施設等維持管理見舞金
 - 社会福祉協議会等ボランティア活動支援金
 - 非住家被害見舞金
 - 生活再建支援金
 - 集落再生住宅再建支援金
 - 乗務員復興の会支援金
 - KTCは精英震災復興の会支援金
 - 花山農災復興の会「がんばっ」支援金

37

平成20年岩手・宮城内陸地震からの復旧・復興
 岩手・宮城の被災者からの復興を応援して
がんばろう 栗原

10.「水と緑、山の再生へ」

■震災復興への取り組み

38

平成20年岩手・宮城内陸地震からの復旧・復興
 岩手・宮城の被災者からの復興を応援して
がんばろう 栗原

10.「水と緑、山の再生へ」

■栗原市震災復興計画策定の庁内検討

- ◇被災者再建検討ワークショップ
 - 住宅の確保
 - 福祉・保健・医療の充実
 - 生業基盤の復旧
 - 雇用機会の創出・失業者への対応
- ◇産業・経済復興検討ワークショップ
 - 事業所への復興支援
 - 新たな産業の創出
 - 観光の復興・情報発信
 - 災害記録の有効活用
- ◇集落再生・防災まちづくり検討ワークショップ
 - 地域コミュニティの再生
 - 中山間地域の再生
 - 伝統・文化等の保存・再生
 - 災害時の情報伝達手段の確立と交通の確保
 - 自助・共助・公助
- ◇ワークショップリーダー会議
 - 各ワークショップ意見等のとりまとめ

39

平成20年岩手・宮城内陸地震からの復旧・復興
 岩手・宮城の被災者からの復興を応援して
がんばろう 栗原

10.「水と緑、山の再生へ」

■栗原市震災復興計画市民検討会

- 市内の被災者、学識経験者等の意見及び意向を計画に反映させるため設置
 - 委員数 9名 内被災者代表 5名 社会福祉協議会会長ほか 4名
 - 総合アドバイザー(専門的見地から) 首都大学東京教授 中林一樹 氏
- ◇市民検討会検討内容
 - 被災者の意見・要望の確認及び、復興に向けた課題、方針の確認
 - 震災復興計画案への意見
 - 震災復興計画事業計画に対する意見
 - 震災復興計画の最終確認

40



41

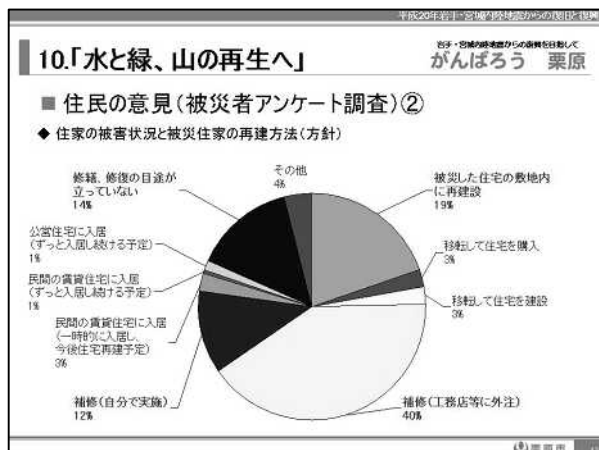
10.「水と緑、山の再生へ」

被災者・地域の絆を築きながら復興を加速して
がんばろう 栗原

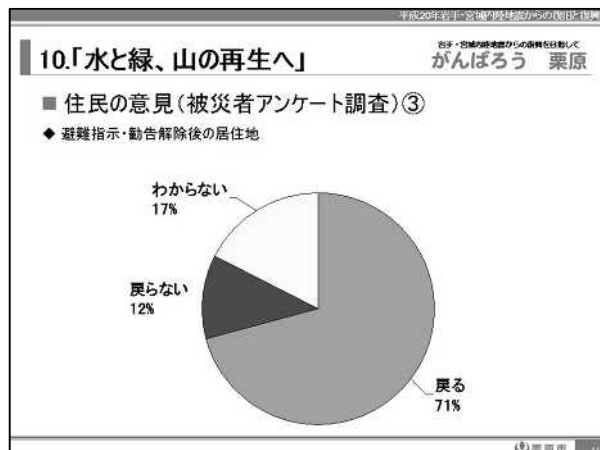
■ 住民の意見(被災者アンケート調査)①

- 1 調査目的
被災者の現状を把握し、復興計画の策定に向けた検討や検証の資料に使用
- 2 調査対象 計229世帯
「住家被害が被災証明で半壊以上の世帯」、「自宅等から避難している世帯」
- 3 調査期間
平成21年1月16日～27日
- 4 調査方法
郵送(配布・回収)による自記式アンケート調査
- 5 調査結果
回収数 169世帯(回収率73.8%)

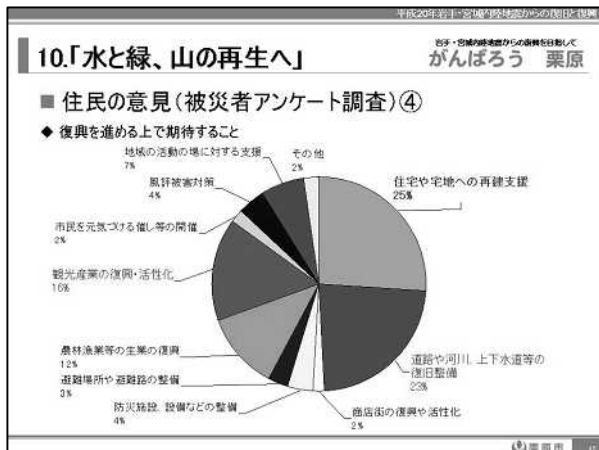
42



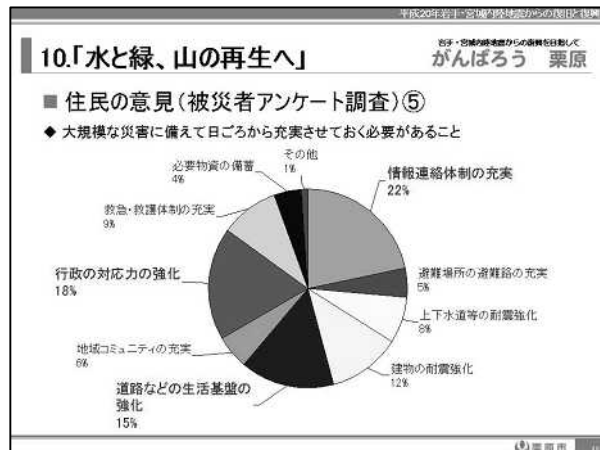
43



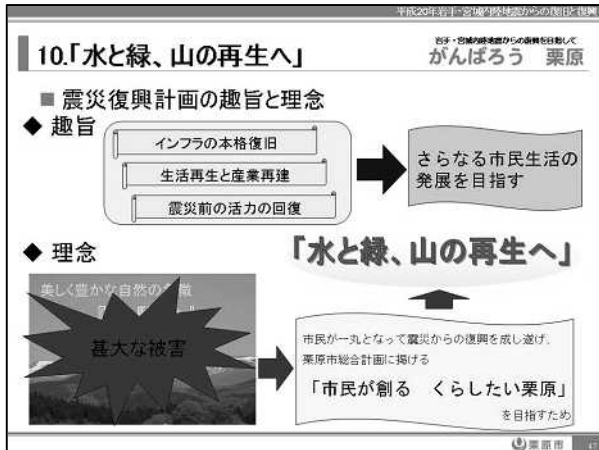
44



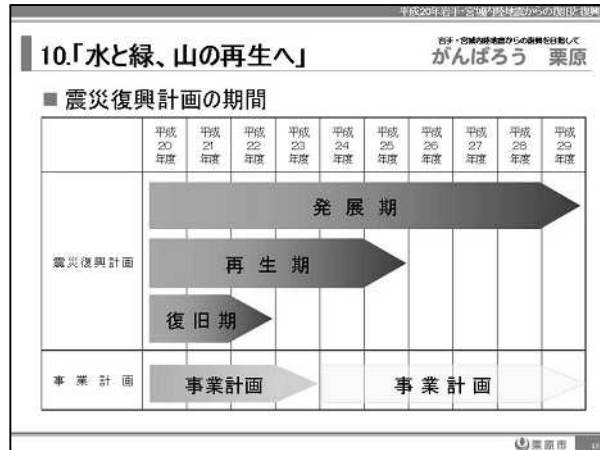
45



46



47



48

平成29年若井・宮城が被災地からの復旧・復興

10.「水と緑、山の再生へ」

必ず・宮城が被災地からの復興を目指して
がんばろう 栗原

■ 震災復興の3つの基本目標

基本目標1 「市民生活の再生」	住宅の確保 社会生活基盤の復旧 保健・医療・福祉の充実 地域コミュニティの再生
基本目標2 「産業・経済の再建」	観光の復興・情報発信 生業・地域産業の再生・復興 雇用機会の創出・失業者への対応
基本目標3 「防災のまちづくり」	災害時の情報伝達手段の確立と交通手段の確保 自助・共助・公助、関係機関などとの連携 災害記録の有効活用

栗原市

49



50

実習前の講義（パワーポイント資料）

復興対策普及・啓発セミナー
宮城セミナー（2010.10.28）

地域防災計画への「復興」の記載を考える
～理念・体制・項目・財源～

専修大学 人間科学部
大矢根 淳

1

理念～そもそも「復興」とは...

◇「やらなければならないこと」だとは分かっているが... 誰が担当？

◇そもそも、「復旧」「復興」の違いは？

- ・復旧(現状復旧／改良復旧、復興...)
- ・生活再建、生活復興、復興都市計画事業...

◇被災後、いつ頃から、どのような体制で？

◇法制度上の位置づけは？

◇それでは、財源は？

2

理念～最近の傾向(社会的環境)

◇地方分権によって、独自対策が。

- ・鳥取県西部地震(2000)

→独自の住宅再建支援策

◇長引く不況

- ・被災者の自力再建・復興の力が減退

◇住民参加が求められるように。

3

「復興」の位置づけ：防災基本計画
災害対策基本法（第34・35条）に基づき、中央防災会議が作成する基本指針

4

「復興」の位置づけ：防災基本計画

第2編 震災対策編

第1章 災害予防

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、
災害復旧・復興への備え

1 2 災害復旧・復興への備え

- (1) 各種データの整備保全
- (2) 復興対策の研究
- (3) 地震保険制度の充実

5

「復興」の位置づけ：防災基本計画

第3章 災害復旧・復興

第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

- ・復興計画の作成

第2節 迅速な原状復旧の進め方

- ・被災施設の復旧事業
- ・がれきの処理

第3節 計画的復興の進め方

- ・復興計画の作成
- ・復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備
- ・防災まちづくり

6

「復興」の位置づけ：防災基本計画

第4節 被災者等の生活再建等の支援

- ・災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付
- ・被災者生活再建支援金の支給（被災証明を交付）
- ・税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図る
- ・災害復興基金の設立等

7

「復興」の位置づけ：防災基本計画

第15編 防災業務計画及び地域防災計画において
重点をおくべき事項

第3章 災害復旧・復興に関する事項

- 1 災害復旧・復興の実施の基本方針に関する事項
- 2 災害復旧・復興に必要な金融その他の資金計画
- 3 借地借家制度の特例の適用に関する事項
- 4 被災中小企業の振興その他経済復興の支援
- 5 被災者の生活確保、生活再建等への支援

8

「災害復興事前対策」「復興準備計画」

予め大規模な災害が予想されている地域において、想定被害に対応する復興対策の基本方針や体制・手順・手法などを事前にまとめると同時に、それに関わる事業実施、普及・啓発、訓練、検証を行っておくこと。

『防災事典』
『復興準備計画策定の推進に関する調査報告書』(内閣府H19)など

9

いまいちど「復旧」と「復興」

復旧（原状復旧／改良復旧）

- ・各省庁の業務計画に位置づけられている
- ・法的財源は担保されている

復興：新しい地域社会の創造

- ・既存法制度の弾力的運用の試み(新法制度創設も)
- ・長期計画の前倒しに(国土計画／地域産業構造)
- ・被災対応部局をこえて地域創造部局(首長直轄)が
- ・復興に向かう民意の醸成・担保を：事前復興

10

復興体制

災害対策本部：応急・復旧対策

復興本部：生活再建しながら地域創造

復興本部準備室 → 復興本部
復興本部 → 復興本部事務局
平常時の業務分掌 → 庁内横断的調整能力
復興検討委員会
復興ビジョン策定懇話会
マルチステークホルダー

11

復興体制

●中間支援組織*の重要性

*行政と地域の間にとって様々な活動を支援する組織

●長期的なモニタリングの重要性

被災者の生活再建状況を的確に把握できているか？
社会情勢(対象)は流動的！ 民意・情勢に応じて軌道修正！

●復興ビジョン策定懇話会 などの設置

12

復興の財源

- ①既存の国の補助金等の活用
- ②交付税の繰上交付
- ③災害対策の地方債の起債
- ④復興基金の設立

13

地域防災計画への記載項目

1. 被災状況等の把握
2. 復旧事業の実施
3. 復興の基本方針の決定
4. 復興本部の設置
5. 復興計画の策定
6. 広報・相談体制
7. 復興財源の確保
8. 生活再建支援の実施
9. 復興都市計画・事業の実施
10. 中小企業等の復興支援

14

古今内外の復興、学び合い

2000三宅 → 2004中越



三宅町民の避難所生活
「必ず帰る信念を」
山古志村民励ます

集団移転／公共事業／
過疎・高齢化...

1977有珠
→1991雲仙
→2000三宅・有珠
→2004中越
→2008岩手宮城

15

ありがとうございました

16

□ 実習用ワークシート

■ ワークシートの作業手順

- ① 復興課題を理解する。
- ② 復興課題に対応する復興施策を記入する。
* 「テキスト」(pp. 68～69の表)と「復興対策マニュアル【施策編】」の目次・「時系列・部署別・施策別対応表」が対応・参照。
- ③ 復興施策に対応する所管部署を記入する。
* ご所属の「地域防災計画」・「組織図」を参照。
- ④ 実習・セミナー等に関わるご質問・ご意見は作業後に議論する。

No.	復興担当者に入ってきた情報（復興課題）	復興施策	担当部署
例	広範囲に被害が発生しているようだが、被害の全体像を教えて欲しい。	1-1-1-1 応急対応のための被害調査	総務部、防災課、建設部、警察本部、消防本部
1	自宅が激しい被害を受けたが、住宅内に入ってもよいのか？	1-1-1-2 二次的被害の拡大防止に関する調査	建設部
2	ガレキの処理はどうしたらよいか？	1-1-2-2 被災家屋の解体とがれき処理	建設部、環境部
3	今回の復興施策（生活再建支援策等の情報）を教えて欲しい。	1-2-3-2 相談・各種申請の受付	総務部、防災課、県民部
4	半壊した自宅を修理したいが、行政支援策はあるか？	2-1-1-1 被災住宅の応急修理対策	建設部
5	自宅が全壊してしまった。再建までの間、仮住まいを提供して欲しい。	2-1-1-3 一時提供住宅の供給	建設部
6	借りていた住宅が全壊した。生活が苦しいので公営住宅に入りたい。	2-1-2-2 公営住宅の供給	建設部
7	被災マンションの再建方法について、専門的なことを教えて欲しい。	2-1-2-5 被災マンションの再建支援	建設部
8	勤めていた会社が倒産した。求人情報が少なくて困っている。	2-1-3-3 離職者の生活・再就職支援	商工観光部

No.	復興担当者に入ってきた情報（復興課題）	復興施策	担当部署
9	生活再建支援金をもらいたいが、どうしたらよいか？	2-1-4-1 給付金等	総務部、防災課
10	子供が通っている小学校はいつ再開するのか？	2-1-5-5 学校の再開	教育委員会
11	父がデザイナーを受けられずに困っている。どこかで提供して欲しい。	2-1-5-3 福祉対策	保健福祉部
12	両親を失った甥がシヨックで話せなくなった。どうしたらよいか？	2-1-5-4 メンタルヘルスケアの充実	保健福祉部、教育委員会
13	大事な道路が土砂崩れで通れない。早く復旧して欲しい。	2-2-1-1 災害復旧	建設部
14	密集市街地が延焼被害を受けた。地域で基盤整備の方法を考えたい。	2-2-2-2 基盤未整備地域の整備	建設部
15	村が土石流で埋まってしまった。この際、平地に移転したい。	2-2-2-4 宅地・公共施設の移転・嵩上げ	建設部
16	水道の復旧が遅く不便で困っている。いつ復旧するのか？	2-2-3-4 ライフライン施設の復興	水道部、建設部
17	被災した工場設備を新設したい。設備投資のための融資をお願いしたい。	2-3-1-2 各種融資制度の周知・経営相談	商工観光部、地域振興部
18	農地や農業施設に被害を受けた。この復旧に補助はあるのか？	2-3-3-2 農林漁業基盤等の再建	農林水産部、地域振興部
19	風評被害により観光客が激減した。どうにかして欲しい。	2-3-2-3 観光振興（栗原市震災復興計画）	地域振興部
20	調査や申請の窓口を一つにして欲しい。	1-2-3-2 相談・各種申請の受付 (被災者カルテの一元化)	県民部